

本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

省庁・団体名	<件名>	ページ
外務省		
	在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事について 399
財務省		
	ストック・オプションに係る課税の状況等について 402
厚生労働省		
	特定健診等の実施日等における初診料及び再診料の算定について 406
農林水産省		
	ため池廃止工事における下流域への影響の確認等について 410
	収穫調査の効率化等を図るために調達された3Dレーザスキャナの有効活用について 413
	ファームポンドの耐震設計に適用する設計指針等について 417
国土交通省		
	添架水管橋の耐震性について 421
	LNGバンカリング整備事業における補助対象経費について 426
	空港消防等業務の実施について 429
環境省		
	除去土壌再生利用技術等実証事業で使用する機器の購入手続開始時期について 433

省庁・団体名	<件名>	ページ
防衛省		
	UAV災害用I型（災害用ドローン）の使用状況について	…… 436
	防衛省における見積りを活用する積算方式の実施状況について	…… 438
	有償援助（FMS）により調達した物品の管理等について	…… 442
	高射部隊用無線機2型の管理について	…… 447
厚生労働省、環境省		
	派遣職員給与の算定における未定手当の確認について	…… 449
独立行政法人中小企業基盤整備機構		
	東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業における償還金の取扱いについて	…… 452
四国旅客鉄道株式会社		
	情報システムの保守等業務契約における基準価格の設定について	…… 457
株式会社ゆうちょ銀行		
	新型窓口端末機の有効活用について	…… 460

2 検査の結果

(5) 本院の指摘に基づき当局において 改善の処置を講じた事項 (目次は21ページ)

各案件の件名の下には、指摘金額及び背景金額を記載している。金額の前に「(背景金額)」の表記があるものが背景金額、当該表記がないものが指摘金額である(指摘金額及び背景金額の説明については、28ページ参照)

在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事について

・土地の境界等を確認しなかったことなどにより、土地の境界の外に境界塀等を設置した工事に係る契約金額相当額	1482万円
--	--------

1 在外公館における境界塀等の修繕工事の概要

外務省には、外務省設置法（平成11年法律第94号）に基づき、特別の機関として、大使館や総領事館等の在外公館が置かれている。在外公館は、海外で我が国を代表して外交関係の処理に携わり、情報収集・対外発信等の分野で重要な役割を果たすとともに、邦人保護、日本企業の支援等の活動を行っている。

そして、外務省は、在外公館の庁舎、在外公館長の公邸等（以下「在外公館庁舎等」という。）を設置しており、在外公館庁舎等の周囲には塀、フェンス等の境界塀、門衛所等（以下「境界塀等」という。）を設置するなどして警備対策を行っている。

在外公館庁舎等や境界塀等を設置するに当たっては、これらを設置する土地を取得するなどの必要があり、在外公館は、取得した当該土地等を国有財産等として管理している。「国有財産事務の手引き（在外公館用）」（平成24年11月外務省大臣官房在外公館課）等により、在外公館は、国有財産台帳等のほか、国有財産等を取得した際の契約書の図面等に基づき作成され、土地の境界等が示された図面（以下「台帳図面」といい、国有財産等を取得した際の契約書の図面等と合わせて「台帳図面等」という。）を備えることとなっている。

在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事は、緊急事態、テロ等を念頭に置いた警備対策強化等のために、毎年度、複数の在外公館で実施されている。

在外公館庁舎等の新築、修繕、改築等の工事（以下「営繕工事」という。）は、在外公館の会計等を担当する官房班等が所掌しているが、このうち境界塀等の警備に関わる修繕工事については、在外公館の警備を担当する警備班等が所掌しており、「在外公館用会計事務の手引き（改訂版）」（平成27年3月外務省大臣官房会計課。以下「会計事務の手引き」という。）等に基づき、おおむね次の手順により実施することとなっている。

- ① 警備班等は、複数の現地業者に見積書、工事平面図等を作成させる。
- ② 警備班等は、外務本省（以下「本省」という。）が定めた所定の申請様式（以下「申請様式」という。）に修繕工事の概要を記入し、契約書案、見積書、工事平面図、国有財産台帳等を添付するなどして、在外公館内において官房班等の決裁を経る。
- ③ 在外公館は、本省において在外公館庁舎等の警備対策等に関する事項を所掌する在外公館課警備対策室（以下「警備対策室」という。）に申請を行う。
- ④ 在外公館からの申請を受けて、警備対策室が工事内容、警備に係る必要事項等を確認した後、本省において在外公館庁舎等の営繕工事等に関する事項を所掌する在外公館課営繕室等の決裁を経て、警備対策室が当該申請を承認する。
- ⑤ 在外公館は、境界塀等の修繕工事を現地の業者に請け負わせて実施する。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、合規性等の観点から、在外公館における境界塀等の修繕工事は台帳図面等を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して、令和3年度から5年度までに7在外公館^(注1)において実施された境界塀等の修繕工事に係る契約27件（契約金額計9844万余円）を対象として、本省及び6在外公館^(注2)において、契約書、工事図面等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、1在外公館^(注3)からウェブ会議システムを活用して工事の状況等について説明を聴取するなどして検査した。

（注1） 7在外公館 在インドネシア、在ラオス、在英国、在ギリシャ、在セルビア各日本国大使館、在

- 香港、在ホーチミン両日本国総領事館
(注2) 6在外公館 在インドネシア、在ラオス、在英国、在ギリシャ、在セルビア各日本国大使館、在
ホーチミン日本国総領事館
(注3) 1在外公館 在香港日本国総領事館

(検査の結果)

検査したところ、7在外公館のうち在香港日本国総領事館（以下「総領事館」という。）において、次のような事態が見受けられた。

(1) 境界塀等の改修工事の経緯

総領事館の警備班は、総領事公邸（以下「公邸」という。）の土地の周囲にある平成11年3月に改修したフェンスや照明（以下「フェンス等」という。）が腐食するなどしていたことから、フェンス等を改修する工事（以下「フェンス等改修工事」という。）を6期に分けて複数年度にわたって実施することを計画して、総領事館内及び本省内の決裁を経て、警備対策室から承認された。

そして、総領事館は、6期のうち2期分のフェンス等改修工事（以下「当初工事」という。）について、令和3年12月から4年11月までの間に、3件の随意契約（契約金額計138万香港ドル（邦貨換算額1932万余円））により業者に請け負わせて実施した。

しかし、5年2月に現地当局から、当初工事において改修したフェンス等が公邸の土地の境界の外に設置されているおそれがあるとの連絡があり、土地の境界等を確認したところ、フェンス等及び門衛所等が土地の境界の外に設置されていることが明らかとなった。

そして、総領事館は、同年11月から6年3月までの間に、当初工事で改修したフェンス等の大部分及び門衛所等を撤去して、土地の境界内に移設するなどの工事（以下「移設等工事」という。）を2件の随意契約（契約金額計183万香港ドル（邦貨換算額3297万余円））により業者に請け負わせて実施していた。

(2) 境界塀等の修繕工事における土地の境界等の確認の状況

総領事館における当初工事の実施手順等について確認したところ、警備班は、当初工事の申請に当たり、土地の境界が正しく示された台帳図面等を用いて土地の境界等を確認しておらず、また、台帳図面等を業者に見せることなく、現場を確認させて工事平面図等を作成させていた。

さらに、総領事館内及び本省内の決裁過程においても、台帳図面等と、申請様式に添付されている工事平面図等との照合による土地の境界等の確認が行われていなかった。

そして、当初工事の改修対象となった既存のフェンス等の大部分が土地の境界の外に設置されていたことから、工事平面図等に記載されたフェンス等の大部分が土地の境界の外となっていた。

これらのことから、当初工事で改修したフェンス等の大部分（契約金額相当額1482万余円）が土地の境界の外に設置され、移設等工事を実施する結果となっていた。

そこで、会計事務の手引きなどを確認したところ、在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事を実施する際に、台帳図面等を用いて土地の境界等を確認するとともに、台帳図面等に基づいて工事平面図等を作成させるなどの手順が定められておらず、また、決裁過程において、台帳図面等と工事平面図等との照合により土地の境界等を確認する体制が整備されていなかった。

このように、外務省において、在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事が台帳図面等を踏まえて適切に実施されるように工事の手順を定めておらず、また、これについて確認を行う体制を整備していなかったことなどから、フェンス等が土地の境界の外に設置されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、外務省において、在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事を実施するに当たり、台帳図面等を用いて土地の境界等を確認することなどの必要性についての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、外務省は、海外で重要な役割を果たす在外公館の警備対策強化等のために、

在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事を実施する際に、境界塀等が土地の境界内に適切に設置されるよう、次のような処置を講じた。

ア 会計事務の手引きなどを改訂して、在外公館において、在外公館庁舎等の境界塀等の修繕工事を実施するに当たり、台帳図面等を用いて土地の境界等を確認すること、台帳図面等に基づいて業者に工事平面図等を作成させることなどを定めた。

イ 在外公館において土地の境界等を確認したことについて記載する欄を申請様式に設けるとともに、申請様式に台帳図面を添付することとするなどして、在外公館内及び本省内における決裁の際に、台帳図面と工事平面図等とを照合して土地の境界等を確認する体制を整備した。

ウ ア及びイの内容について、7年8月に全ての在外公館に対して通知を発して周知した。

ストック・オプションに係る課税の状況等について

- ・ 税制適格ストック・オプションに係る譲渡所得の無申告が想定される納税義務者のうち情報提供が行われておらず譲渡所得として申告していないままとなっている蓋然性が高い納税義務者の譲渡の対価の額 (背景金額) 13億0965万円
- ・ 税制適格ストック・オプションに係る譲渡所得の無申告が想定される納税義務者のうち事案の処理方針が定められていなかった納税義務者の譲渡の対価の額 (背景金額) 5億7130万円
- ・ 税制非適格ストック・オプションの権利行使をした時の経済的利益の額を給与収入等として適正に計上していない蓋然性が高い納税義務者の経済的利益の額 (背景金額) 41億5321万円

1 スtock・オプションの概要等

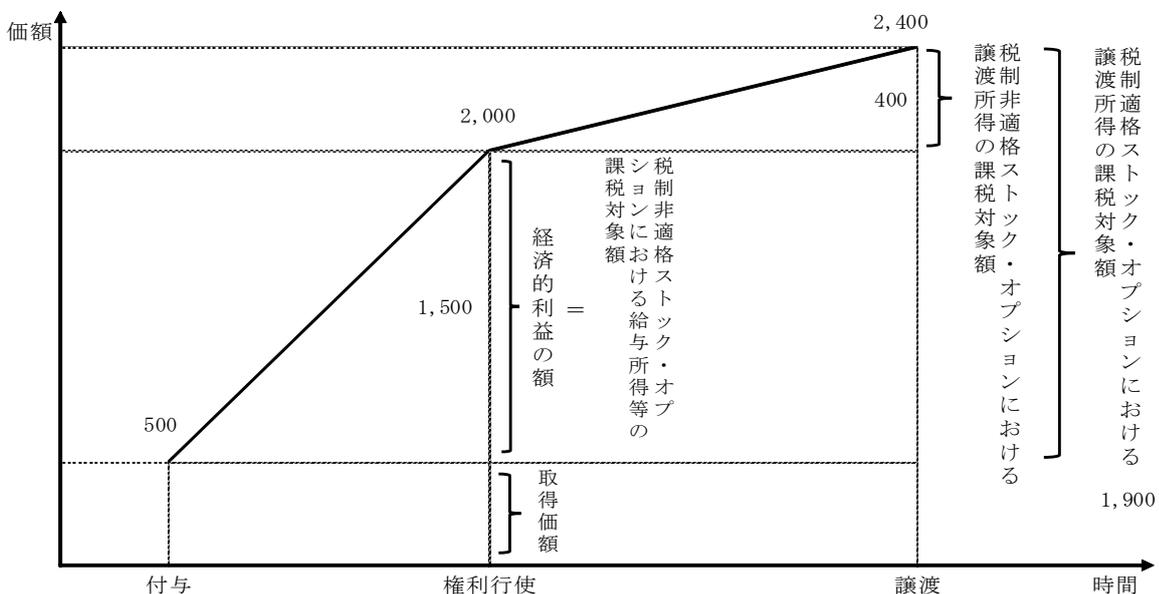
(1) スtock・オプションに係る課税制度の概要

株式会社は、自社又は子会社の従業員、役員等に対して、自社株式を一定の期間内にあらかじめ定められた価額で取得することができる権利を付与することができ、この権利は、一般にストック・オプションと呼ばれている。

ストック・オプションのうち譲渡制限が付されて無償で付与されるもの（以下「譲渡制限付無償ストック・オプション」という。）については、付与時には所得として認識されずに、付与された者が定められた価額で株式を取得（以下「権利行使」という。）した時に、権利行使時における当該株式の価額と取得価額との差額（以下「経済的利益の額」という。）が行使した日の属する年分の給与所得等として所得税の課税対象となり、納税義務者は、これについて確定申告を行うなどすることとなっている。

ただし、譲渡制限付無償ストック・オプションのうち、年間の権利行使限度額を超えないことなどの租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第29条の2に規定する要件を満たすもの（以下「税制適格ストック・オプション」といい、譲渡制限付無償ストック・オプションのうち税制適格ストック・オプション以外のものを「税制非適格ストック・オプション」という。）については、権利行使に係る経済的利益の額は課税されないこととなる。そして、税制適格ストック・オプションについて権利行使した株式（以下「特定株式」という。）を譲渡した時に株式の譲渡の対価の額から取得価額、支払手数料等を差し引いた額が譲渡所得の課税対象となり、確定申告を行うこととなっている（図参照）。

図 譲渡制限付無償ストック・オプションに係る課税の概念図



(注) 本図は、支払手数料等を考慮していない。

(2) 譲渡制限付無償ストック・オプションに係る法定調書の概要

税制適格ストック・オプションについては、措置法によれば、特定株式の管理をしている金融商品取引業者等は、権利行使や譲渡等が生じた場合には、「特定株式等の異動状況に関する調書」を税務署長へ提出することとされている。

また、税制非適格ストック・オプションについては、所得税法（昭和40年法律第33号）等により、付与を行った株式会社は、権利行使があった場合には、「新株予約権の行使に関する調書」を税務署長へ提出することとされている。

これらの調書は、各税務署長宛てに提出された後、調書の形式的な確認を行うなどして、その内容を国税総合管理システム（以下「KSKシステム」という。）に取り込むことになっている。KSKシステムに取り込まれた「特定株式等の異動状況に関する調書」のデータ（以下「異動の調書データ」という。）及び「新株予約権の行使に関する調書」のデータ（以下「行使の調書データ」という。）は、各国税局等及び各税務署等において、記載内容を確認することができるようになっている。

(3) 国税庁における対象者リストを用いた事案の処理の概要

国税庁は、税制適格ストック・オプションについて、異動の調書データを、KSKシステムに取り込まれた所得税の確定申告書、修正申告書等（以下「申告書等」という。）のデータ（以下「所得税申告書データ」という。）と突合して、特定株式の譲渡所得の無申告が想定される納税義務者（以下「対象者」という。）を抽出している。そして、対象者の譲渡所得の見込額等を記載したリスト（以下「対象者リスト」という。）を作成して、各国税局等を通じて各税務署等に情報提供することとしている。さらに、各国税局等及び各税務署等の状況に応じて、書面による申告の要否の^(注1)確認（以下「申告確認」という。）をする対象者（以下「申告確認対象者」という。）を各税務署等に選定させ、その選定した結果について各国税局等を通じて報告をさせている。また、各税務署等は、選定した申告確認対象者に申告確認を行い、その後申告書等が提出されない場合には、処理方針を定めて接触等をするようになっている。

(注1) 申告確認により特定株式以外の株式における譲渡損失が判明する場合があります。その場合には、当該損失と特定株式の譲渡益が相殺されるため、必ずしも申告書等の提出が必要となるわけではない。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、効率性等の観点から、譲渡制限付無償ストック・オプションの課税に係る申告確認及び申告審理が的確かつ効率的に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、令和3、4両年に行われた譲渡制限付無償ストック・オプションに係る譲渡及び権利行使に対する課税の状況を対象に、税制適格ストック・オプションに係る特定株式の譲渡を行った者の異動の調書データ、所得税申告書データ及び対象者リスト並びに税制非適格ストック・オプションの権利行使を行った者の行使の調書データ及び所得税申告書データの提出を国税庁から受けて、確認する^(注2)などして検査した。

また、7国税局^(注2)及び27税務署^(注3)において、譲渡制限付無償ストック・オプションの課税に係る申告確認、申告審理の状況等について聴取し、さらに、国税庁において、KSKシステムに取り込まれたデータの活用に関する各国税局等及び各税務署等への指導の状況等について聴取するなどして会計実地検査を行った。そして、7国税局及び27税務署以外の国税局等及び税務署等の状況について、必要に応じて国税庁を通じて確認するなどして検査した。

(注2) 7国税局 札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、大阪、広島各国税局

(注3) 27税務署 札幌北、古河、日立、竜ヶ崎、宇都宮、所沢、新潟、千葉西、麴町、神田、日本橋、京橋、芝、浅草、江東西、荏原、江戸川北、保土ヶ谷、緑、川崎南、川崎西、相模原、厚木、大和、富山、砺波、小松各税務署

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 税制適格ストック・オプションに係る課税の状況

ア 対象者リストに記載されている対象者に係る情報提供が適切に行われていない事態

国税庁は、申告確認をするための参考情報として譲渡所得の見込額を対象者リストに記載することとしていたが、国税庁から提出を受けた対象者リストに記載されている延べ1,064人のうち90人（譲渡の対価の額計15億0345万余円）は、譲渡所得の見込額の算出に必要な所得率^(注4)が算出できないことから、その額が記載されていなかった。そして、国税庁は、譲渡所得の見込額が一定の額以上の場合には申告確認を行うよう対応方針を定めていたが、譲渡所得の見込額が記載されていない場合の申告確認については、対応方針を明確にしていなかった。

そして、譲渡所得の見込額が記載されていない90人のうち76人については、各税務署等への対象者リストによる情報提供が行われていなかった。そのため、当該76人のうち、実地調査等の接触により申告書等が提出された3人を除く73人（譲渡の対価の額計13億0965万余円）については、税制適格ストック・オプションに係る特定株式の譲渡を行っているのに譲渡所得として申告していないままとされている蓋然性が高い状況となっていた。

(注4) 譲渡所得金額を譲渡収入金額で除した率であり、対象者と同一年に同一の株式のみを譲渡した申告書に基づき算出しているため、所得税申告書データに、対象者と同一年に同一の株式のみを譲渡した者の申告書が含まれない場合には、算出できないことになる。

イ 申告確認対象者の事案の処理方針が定められていない事態

国税庁は、各税務署等に申告確認対象者を選定した結果について報告させていたが、申告確認を実施したかどうかやその後の状況までは報告させていなかった。

そこで、各税務署等における申告確認対象者計延べ353人（譲渡の対価の額計41億4261万余円）に対する申告確認の実施等の状況及び申告書等の提出状況を確認した。

その結果、353人のうち7人については、申告確認を行っていないままとされており、また、36人については、申告確認後に申告書等の提出が行われておらず、これら計43人（譲渡の対価の額計5億7130万余円）については、各税務署等において接触等の処理方針も定められていなかった。

(2) 税制非適格ストック・オプションに係る課税の状況

国税庁から提出を受けた行使の調書データにおいて、権利行使時の取得価額が500万円以上となっていた延べ682人について、経済的利益の額を給与収入等として計上しているか、行使の調書データを所得税申告書データと突合するなどして確認した。

その結果、行使の調書データに基づいて計算するなどした経済的利益の額が所得税申告書に記載された給与収入等を上回っていると確認できた納税義務者34人（経済的利益の額計41億5321万余円）については、税制非適格ストック・オプションに係る経済的利益の額を給与収入等として適正に計上していない蓋然性が高い状況となっていた。

しかし、各税務署等においては、これらの状況を把握しておらず、適切な申告確認等や接触等が実施されないままとされていた。

このように、税制適格ストック・オプションに係る課税について、対象者リストに記載されている対象者に係る情報提供が適切に行われていない事態及び申告確認対象者の事案の処理方針が定められていない事態並びに税制非適格ストック・オプションに係る課税について、権利行使による経済的利益の額が給与収入等として適正に計上されていない蓋然性が高い納税義務者を把握できていない事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、国税庁において、次のことによると認められた。

ア 税制適格ストック・オプションに係る課税について、対象者リストを活用する方法について各国税局等及び各税務署等への指示が十分でなく、また、各税務署等における申告確認の実施状況等を把握していなかったこと

イ 税制非適格ストック・オプションに係る課税について、経済的利益の額が給与収入等として適正に計上されていない蓋然性が高い納税義務者を把握するために、行使の調書データ等の各種資料を有効活用することについての検討が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国税庁は、次のような処置を講じた。

ア 税制適格ストック・オプションについて、譲渡所得の見込額が記載されていない場合の申告確認の対応方針等の対象者リストを有効活用する方法や、税務署等における申告確認の実施状況等を把握する方法を定めて、7年8月に事務連絡を発出して、各国税局等を通じて各税務署等に周知した。

イ 税制非適格ストック・オプションについて、経済的利益の額が給与収入等として適正に計上されていない蓋然性が高い納税義務者を把握するために、行使の調書データを所得税申告書データと突合するなどした情報を作成することとし、その活用方法について、7年8月に事務連絡を発出して、各国税局等を通じて各税務署等に周知した。

特定健診等の実施日等における初診料及び再診料の算定について

・ 7,399医療機関に係る特定健診等の実施日における初診料の推計額に対する国の負担相当額 (背景金額) 5104万円
・ 7,399医療機関に係る特定健診等の実施日における再診料の推計額に対する国の負担相当額 (背景金額) 1億5786万円

1 特定健診等の実施日等における初診料及び再診料の算定等の概要

(1) 医療給付の概要

厚生労働省は、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）等に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。）、都道府県に設置されている後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）等（以下、これらを合わせて「保険者等」という。）が行う医療保険制度、後期高齢者医療制度等における医療給付に関して、保険者等及び医療機関に対する指導等を行うとともに、医療給付に要する費用の一部を負担している。

医療給付に関し、医療機関が保険者等に対して請求することができる費用の額（以下「医療費」という。）は、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定基準」という。）等に基づいて診療報酬として算定した医療に要する費用の額から、患者負担分を控除した額となっている。

そして、医療機関は、診療報酬請求書（以下「請求書」という。）に医療費の明細を明らかにした診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を添付して、これらを国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金（以下「審査支払機関」と総称する。）を通じて保険者等に請求し、審査支払機関は、請求書及びレセプトにより請求内容を審査点検し、保険者等は、審査支払機関を通じて医療機関に医療費を支払うこととなっている。

(2) 初診料及び再診料の概要

初診料は、算定基準等によれば、特に初診料を算定できない旨の規定がある場合を除き、患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった場合に算定するもので、所定の診療点数（令和元年10月から6年5月までは288点）に単価（10円）を乗じて算定することとされており、患者が医療機関を初めて受診したときや、一度治癒して新しい傷病で受診したときなどに算定することになっている。

また、再診料は、算定基準等によれば、診療所又は一般病床の病床数が200床未満の病院において、再診の都度算定するもので、所定の診療点数（元年10月から6年5月までは73点）に単価（10円）を乗じて算定することとされている。

そして、初診料及び再診料には、初診及び再診の際の視診、触診、問診等の基本的な診療行為に対する費用がそれぞれ含まれている。

(3) 特定健康診査及び健康診査の概要

健康保険法、国民健康保険法等に規定する保険者は、高齢者医療確保法等に基づき、毎年度、当該年度の4月1日における被保険者等であって、当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に達する者（75歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）に対して、特定健康診査を行うこととなっている。また、広域連合は、高齢者医療確保法等に基づき、被保険者である各都道府県の区域内に住所を有する後期高齢者（75歳以上の者又は65歳以上75歳未満の者で一定の障害の状態にある者をいう。）に対して、健康診査を行うように努めなければならないこととなっている（以下、特定健康診査及び健康診査を合わせて「特定健診等」という。）。

特定健康診査の実施内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号）等によれば、全ての対象者が受診しなければならない既往歴の調査（服

薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。) 、自覚症状及び他覚症状の有無の検査等の九つの基本的な健診項目と、医師が必要と認めるときに実施する詳細な健診項目から構成されており、健康診査の実施内容は、特定健康診査の実施内容から腹囲の検査を除いたものとなっている。

また、特定健診等は、通常、保険者等が医療機関に委託することにより実施されている。

(4) 特定健診等の実施日等における初診料及び再診料の取扱いの概要

保険者等が医療機関に特定健診等を委託する場合、通常、特定健診等に係る委託契約額には初診料相当額が含まれている。

そして、診療報酬については、算定基準等によれば、「自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合には、初診料は算定できない」こととされている。

このように初診料を算定できないこととした理由について、厚生労働省は、特定健診等を含む健康診断において実施される問診の内容には、初診の際の問診等の基本的な診療行為と重複する部分があるためとしている。

なお、算定基準等によれば、「健康診断で疾患が発見された患者が、疾患を発見した保険医以外の保険医（当該疾患を発見した保険医の属する保険医療機関の保険医を除く。）において治療を開始した場合には、初診料を算定できる」こととされている。

また、前記のとおり、初診料及び再診料には、初診及び再診の際の視診、触診、問診等の基本的な診療行為に対する費用がそれぞれ含まれているが、算定基準等において、健康診断の受診者が同じ医療機関で治療を受けた場合における再診料の算定に関する取扱いを明確にした規定はない。

2 検査の結果

(検査の観点及び着眼点)

本院は、合規性、経済性等の観点から、特定健診等の受診者のうち、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入する受診者が、特定健診等の実施日に特定健診等を実施した医療機関と同じ医療機関で治療を受けた場合における初診料の算定が適切なものとなっているか、特定健診等の実施日における再診料の算定状況等がどのようなものとなっているかなどに着眼して検査した。

(検査の対象及び方法)

検査に当たっては、4年度に18道府県において請求された医療費のうち、初診料及び再診料を対象として、厚生労働本省において、特定健診等の実施日等における初診料及び再診料の取扱いについて聴取し、また、全8地方厚生（支）局及び17道府県において、特定健診等の実施日における初診料及び再診料の算定について、広域連合の健康診査の受診者等情報と健康診査を受診した被保険者のレセプト情報を分析するなどの方法により会計実地検査を行うとともに、九州厚生局及び大分県から同様の関係資料の提出を受けて分析するなどして検査した。

(注1) 18道府県 北海道、大阪府、青森、宮城、秋田、茨城、栃木、岐阜、愛知、兵庫、和歌山、岡山、山口、香川、高知、福岡、熊本、大分各県

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 特定健診等の実施日に誤って初診料を算定していた事態

前記のとおり、算定基準等によれば、自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合には、初診料は算定できないこととされており、当該疾患を発見した保険医の属する医療機関の保険医についても同様とされている。

そこで、広域連合の4年10月分における健康診査の受診者等情報と、健康診査を受診した被保険者の同月診療分のレセプト情報を分析するなどしたことにより、健康診査の実施日における初診料の算定が一定数確認された15道府県の171医療機関について、地方厚生（支）局及び道府県に対

して特定健診等に係る調査及び報告を求めた。そして、6年12月までに調査が完了した104医療機関の報告内容を確認するなどしたところ、このうち94医療機関^(注2)（90.3%）が特定健診等の実施日に誤って初診料を算定していて、医療費が過大に支払われていた事態となっていた。

(注2) 94医療機関については、過大支払額の返還の手続を進めるなどしている。また、171医療機関のうち、調査中の67医療機関について、過大支払額がある場合は同様に返還の手続を行うこととしている。

(2) 特定健診等の実施日に再診料を算定していた事態

前記のとおり、健康診断の受診者が同じ医療機関で治療を受けた場合における再診料の算定に関する取扱いを明確にした規定はないが、再診に相当する診療行為には初診と同様に問診等の基本的な診療行為が含まれることから、初診料を算定できない場合に係る厚生労働本省の見解を踏まえると、再診に相当する診療行為を特定健診等として実施する場合には、再診料を算定することは適切ではないと認められる。しかし、算定基準等において再診料の算定に関する取扱いを明確にした規定がないことから、多くの医療機関において、特定健診等の実施日に再診料を算定していると思料される。そして、この中には、再診に相当する診療行為を特定健診等として実施していて適切ではない再診料の算定も含まれていることが想定される。

そこで、医療機関の特定健診等の実施日における再診料の算定状況について、広域連合の4年10月分における健康診査の受診者等情報と、健康診査を受診した被保険者の同月診療分のレセプト情報を分析するなどしたところ、特定健診等の実施日における再診料の算定が、検査の対象とした18道府県に所在する健康診査を実施した14,659医療機関のうち、7,399医療機関（50.4%）において見受けられた。

このように、特定健診等の実施日に誤って初診料を算定していて医療費が過大に支払われていた事態や、再診に相当する診療行為を特定健診等として実施する場合の再診料の算定に関する取扱いを明確にした規定がないまま、多くの医療機関が特定健診等の実施日に再診料を算定していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（特定健診等の実施日における初診料及び再診料に対する国の負担の推計）

前記の特定健診等の実施日に再診料を算定していた7,399医療機関のうち相当数の医療機関は、特定健診等の実施日に初診料を算定していた。そこで、当該7,399医療機関を対象として、統計的な手法等を用いて4年度の特定健診等の実施日に算定していた初診料及び再診料の金額を推計したところ、それぞれ1億3646万余円及び4億4648万余円となり、これに対する国の負担相当額はそれぞれ5104万余円及び1億5786万余円となった（参考図参照）。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、地方厚生（支）局において、医療機関に対して、特定健診等の実施日等における初診料の取扱いについての周知が十分でなかったこと、厚生労働本省において、保険者等及び医療機関に対して、特定健診等の実施日における再診料の取扱いについて明確にしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、厚生労働本省は、初診料及び再診料の算定が適切に行われるよう、6年12月に地方厚生（支）局等に対して事務連絡を発して、保険者等及び医療機関に対して、特定健診等の実施日等における初診料の取扱いについて改めて周知徹底を図るとともに、特定健診等の実施日における再診料の取扱いについて、保険診療として治療中の疾病又は負傷に対する医療行為を、健康診断として実施する場合は、再診料を算定できないことを明確にした上で、その周知徹底を図る処置を講じた。

(参 考 図)

特定健診等の実施日に算定していた初診料及び再診料の推計の流れ

<健康診査分>

(1) 流れ図



(2) 1医療機関当たりの健康診査の実施日に算定していた初診料（再診料）の推計方法

$$\frac{\text{実施日に初診料（再診料）を算定した受診者数（4年10月）}}{\text{受診者数（同上）}} \times \text{年間受診者数} \times \text{初診料（再診料）単価}$$

<特定健康診査分>

(1) 流れ図



(2) 1医療機関当たりの特定健康診査の実施日に算定していた初診料（再診料）の推計方法

$$\frac{\text{実施日に初診料（再診料）を算定した受診者数（4年10月）}}{\text{受診者数（同上）}} \times \text{年間受診者数} \times \text{初診料（再診料）単価}$$

(注) 層化抽出法とは、母集団をその特性に応じていくつかの層に分類することが可能な場合に、母集団を層化し、各層から無作為に標本を抽出する方法をいう。

ため池廃止工事における下流域への影響の確認等について

・新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていて、下流域に被害を及ぼすおそれがあるため池廃止工事に係る交付金相当額	1億5683万円
--	----------

1 ため池廃止工事の概要等

(1) 農業水路等長寿命化・防災減災事業等の概要

農林水産省は、農業水利施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、被害の発生を未然に防止するなどの取組を支援するために、農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱（平成30年29農振第2713号農林水産事務次官依命通知）等に基づき、農業水路等長寿命化・防災減災事業（以下「防災減災事業」という。）等を実施する都道府県、市町村等（以下「事業主体」という。）に対して交付金等を交付している。

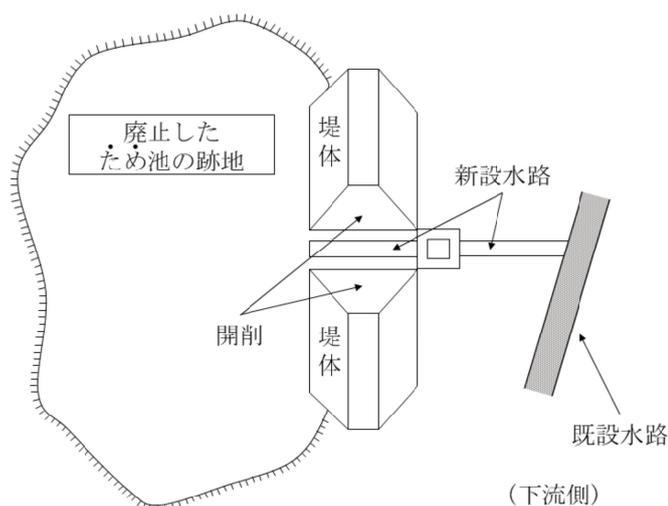
(2) ため池廃止工事の概要

事業主体は、防災減災事業等として、老朽化が進み農業用水の貯水池として利用される見込みのないため池について、決壊による水害等を防止するために、ため池の貯水機能を廃止する工事（以下「ため池廃止工事」という。）を実施している。

ため池廃止工事は、堤体の一部又は全部を開削して、開削した堤体の底部等に新たに水路を整備し（以下、ため池廃止工事で新たに整備する水路を「新設水路」という。）、下流域の既設の水路（以下「既設水路」という。）に接続するなどするものである。ため池廃止工事により、新設水路及び既設水路は、廃止したため池の跡地に流入する雨水等（以下「雨水等」という。）を下流域に排水するための排水路として機能することになる（参考図参照）。

（参考図）

ため池廃止工事の概念図



(3) ため池廃止工事に係る設計の状況

事業主体は、農林水産省がため池廃止工事に特化した基準等を示していなかったことなどから、「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画「排水」」（平成31年4月農林水産省農村振興局編）等の類似の工事の設計基準等（以下「設計基準等」という。）に基づきため池廃止工事の設計を行っている。設計基準等によれば、排水路は、洪水時等の設計流量及び設計水位を満足する構造となるようにその断面形及び勾配を定めるなどして、洪水時等の排水処理が安全に行えるよう計画しなければならないこととされている。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、有効性等の観点から、ため池^(注1)廃止工事の実施に当たり、雨水等を下流域に安全に排水することができるかなどに着眼して、14県の80事業主体において、令和3年度から6年度までに完了したため池廃止工事のうち、新設水路を既設水路に接続しているため池198か所に係るため池廃止工事（工事費計17億1564万余円、交付金等相当額計15億1876万余円）を対象として検査した。

検査に当たっては、14県において、設計書、工事図面等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、調書等の提出を受けてその内容を分析するなどの方法により検査した。

(注1) 14県 青森、秋田、福島、栃木、福井、愛知、兵庫、奈良、島根、岡山、山口、高知、福岡、鹿児島各県

(検査の結果)

検査の対象とした80事業主体のため池198か所に係るため池廃止工事の実施に当たり、事業主体が、新設水路の接続先となる既設水路の流下能力を設計時に把握していたか^(注2)確認したところ、11県の47事業主体が実施したため池94か所に係るため池廃止工事（工事費計8億8377万余円、交付金相当額計7億3346万余円）においては、既設水路の状況を確認することについての明確な記述が設計基準等がないことなどから、事業主体が既設水路の流下能力を把握していなかった。

そこで、既設水路の現況の断面等から流下能力を算出するなど^(注3)した上で、新設水路の設計流量と、新設水路の接続先となる既設水路の流下能力とを比較したところ、4県の9事業主体が実施したため池14か所に係るため池廃止工事（工事費計1億0004万余円、交付金相当額計9392万余円）においては、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていた。

また、新設水路の接続先となる既設水路の流下能力を設計時に把握していたため池廃止工事のうち、^(注4)2県の5事業主体が実施したため池9か所に係るため池廃止工事（工事費計6806万余円、交付金相当額計6291万余円）においても、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていた。^(注5)

したがって、これらのため池廃止工事（5県の14事業主体が実施したため池23か所に係るため池廃止工事、工事費計1億6811万余円、交付金相当額計1億5683万余円）については、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていて、雨水等を下流域に安全に排水することができず、新設水路と既設水路の接続部分において^{いっ}溢水して下流域に被害を及ぼすおそれがあると認められた。

(注2) 11県 青森、福島、愛知、兵庫、奈良、島根、岡山、山口、高知、福岡、鹿児島各県

(注3) 4県 福島、兵庫、岡山、山口各県

(注4) 2県 兵庫、島根両県

(注5) 5県 福島、兵庫、島根、岡山、山口各県

このように、ため池廃止工事の実施に当たり、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていて、下流域に被害を及ぼすおそれがある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、ため池廃止工事の実施に当たり、雨水等を下流域に安全に排水することができるか設計時に確認することについての認識が欠けていたことなどにもよるが、農林水産省において、ため池廃止工事の実施に当たり、雨水等を下流域に安全に排水することができるか確認する必要があることや、確認の具体的な方法を都道府県等に示していなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、農林水産本省は、廃止するため池の下流域に被害を及ぼすことのないよう、次のような処置を講じた。

ア 「農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き」（令和7年3月農林水産省農村振興局防災課策定）において、雨水等を既設水路で下流域に安全に排水することができるか、ため池廃止工事の実施に係る計画の策定時から設計時までに確認することを明確に示して、7年3月に都道府県等に周知した。

イ 同年7月に地方農政局等を通じるなどして都道府県等に対して通知等を発して、下流域への影響

を確認する際の具体的な方法について示した上で、同通知等の発出前にため池廃止工事を実施したため池も含めて、新設水路の接続先となる既設水路の状況を確認した上で、対策が必要と判断された場合には当該対策を計画的に行うよう周知した。

収穫調査の効率化等を図るために調達された3Dレーザスキャナの有効活用について

・十分に活用されているとはいえない状況となっていた3Dレーザスキャナの取得価格 (背景金額) 2億5062万円
--

1 収穫調査及び3Dレーザスキャナの概要等

(1) 収穫調査及び3Dレーザスキャナの概要

林野庁は、立木の状態で販売する立木販売、立木を伐倒するなどして丸太を生産する製品生産事業等を行っており、これらに係る予定価格を算定するために、「国有林野の産物売払手続」(昭和25年農林省訓令第102号)等に基づき、立木の樹種、樹高、胸高直径、品質等の調査(以下「収穫調査」という。)を実施している。

そして、林野庁は、収穫調査に係る人員確保が年々困難になっていることなどから、人力で実施していた収穫調査の効率化等を図るために、平成28年度から令和6年度までの間に、レーザ光を用いて立木に接触せずに立木の三次元データを取得できる3Dレーザスキャナ計47台を各森林管理局管内に配備している。なお、3Dレーザスキャナについては、全ての森林管理署等に1台以上が配備されているわけではないため、必要に応じて、3Dレーザスキャナが配備された各森林管理局等から各森林管理署等に貸し出すことになっている。

(2) 収穫調査の効率化等に向けた3Dレーザスキャナの活用の取組

林野庁は、3Dレーザスキャナを活用した収穫調査の実証の結果等を踏まえて、各森林管理局に対して、4年2月に収穫調査の省力化に向けたロードマップを示すとともに、4年度以降毎年度、事務連絡を發出して、3Dレーザスキャナを活用した収穫調査の実施について、次の①から③までの目標(以下「ロードマップ目標」という。)等を周知している。

- ① 4年度は、製品生産事業において、職員の習熟度を高めることを目的として、各森林管理署等で1か所以上試行する(3Dレーザスキャナを活用した収穫調査を実施するが、その結果を実際の契約手続に用いない)こと
- ② 5年度は、製品生産事業において、各森林管理署等で1か所以上実行する(3Dレーザスキャナを活用した収穫調査の結果を実際の契約手続に用いる)こと
- ③ 6年度は、製品生産事業において引き続き実行するとともに、立木販売においても、各森林管理署等で1か所以上実行すること

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、3Dレーザスキャナは有効に活用されているかなどに着眼して、林野庁が平成28年度から令和6年度までの間に調達した3Dレーザスキャナ47台(取得価格計2億5062万^(注1)余円)を対象として、林野庁本庁、7森林管理局及び40森林管理署等において、契約書、物品管理簿等を確認し、ロードマップ目標の期間である4年度から6年度までの間の3Dレーザスキャナの活用状況等を聴取するなどして会計実地検査を行うとともに、40森林管理署等を含む119森林管理署等から、3Dレーザスキャナの活用状況等に係る調書の提出を受けて、これを分析するなどして検査した。

(注1) 7森林管理局 北海道、東北、関東、中部、近畿中国、四国、九州各森林管理局

(検査の結果)

各森林管理署等においては、収穫調査を実施した場合には、収穫調査復命書^(注2)(以下「復命書」という。)を作成することとなっている。そこで、各森林管理局管内において作成された4年度から6年度までの全ての復命書の件数に占める3Dレーザスキャナを活用した収穫調査の復命書の件数の割合(以下「活用率」という。)をみたところ、表1のとおり、製品生産事業においては4年度0%から8.8%、5年度0.4%から5.6%、6年度0%から4.4%、また、立木販売においては6年度0%から23.8%となっていた。各森林管理局の復命書の件数の中には、下層植生が繁茂しているなど3Dレーザス

ャナの活用に適さない現地条件の箇所の収穫調査に係るものが含まれていることなどから、活用率のみをもって3Dレーザスキャナの収穫調査への活用状況を評価することは難しいものの、収穫調査への3Dレーザスキャナの活用が余り進んでいない状況であることがうかがえた。

(注2) 収穫調査復命書 調査方法、収穫区域の位置及び面積、立木の種類、品質及び数量等を記載して、各種野帳、図面及び計算書を添付した復命書。備考欄に3Dレーザスキャナの活用の有無を記載することとなっている。

表1 各森林管理局管内における活用率

森林管理局名	令和4年度			5年度			6年度					
	製品生産事業			製品生産事業			製品生産事業			立木販売		
	復命書の件数 (A)	活用件数 (B)	活用率 (B/A)	復命書の件数 (C)	活用件数 (D)	活用率 (D/C)	復命書の件数 (E)	活用件数 (F)	活用率 (F/E)	復命書の件数 (G)	活用件数 (H)	活用率 (H/G)
(件)	(件)	(%)	(件)	(件)	(%)	(件)	(件)	(%)	(件)	(件)	(%)	
北海道森林管理局	591	4	0.7	1,136	6	0.5	1,171	25	2.1	682	0	0.0
東北森林管理局	84	1	1.2	214	10	4.7	311	8	2.6	56	2	3.6
関東森林管理局	361	0	0.0	353	10	2.8	453	4	0.9	42	10	23.8
中部森林管理局	89	0	0.0	59	1	1.7	152	0	0.0	6	0	0.0
近畿中国森林管理局	102	9	8.8	178	10	5.6	160	7	4.4	18	2	11.1
四国森林管理局	255	0	0.0	264	1	0.4	294	0	0.0	17	0	0.0
九州森林管理局	1,487	40	2.7	1,525	65	4.3	1,188	49	4.1	174	7	4.0

注(1) 復命書の件数は、森林管理署等が自ら実施する直営の収穫調査により作成された復命書のみを集計している。また、復命書の件数については、森林管理局ごとに1件当たりの調査対象範囲や作成方法が異なっていることなどから、森林管理局間で単純に比較することはできない。

注(2) 活用件数は、復命書の件数のうち、3Dレーザスキャナを活用した収穫調査の復命書の件数である。

注(3) 活用率は小数点第2位を四捨五入している。

また、119森林管理署等におけるロードマップ目標の達成率をみると、表2のとおり、製品生産事業は4年度37.8%、5年度18.5%、6年度21.8%、また、立木販売は3.4%となっており、いずれも低調となっていた。

表2 119森林管理署等におけるロードマップ目標の達成率

ロードマップ目標	令和4年度		5年度		6年度			
	製品生産事業で各署等1か所以上試行		製品生産事業で各署等1か所以上実行		製品生産事業で各署等引き続き実行 注(2)		立木販売で各署等1か所以上実行	
森林管理署等数 (A) 注(1)	達成できた森林管理署等数 (B)	達成率 (B/A) (%)	達成できた森林管理署等数 (C)	達成率 (C/A) (%)	達成できた森林管理署等数 (D)	達成率 (D/A) (%)	達成できた森林管理署等数 (E)	達成率 (E/A) (%)
119	45	37.8	22	18.5	26	21.8	4	3.4

注(1) 森林管理署等数には、令和4年度から6年度までのいずれかの年度において、製品生産事業又は立木販売の事業箇所が1か所もなかった森林管理署等が含まれている。

注(2) 製品生産事業で1か所以上実行した森林管理署等について、ロードマップ目標を達成できたとしている。

注(3) 達成率は小数点第2位を四捨五入している。

ロードマップ目標を達成していない主な理由について、森林管理署等に確認するなどしたところ、①活用できる現地条件を満たす箇所がなかったため（7森林管理局92森林管理署等）、②3Dレーザースキャナに係る操作技術を習得した職員が少ないなど職員の習熟度が十分でないため（5森林管理局51森林管理署等）、③森林管理局において職員の習熟度が十分でない^(注3)と判断したことなどから試行又は実行の指示をしていなかったため（3森林管理局40森林管理署等）などとしていた。

(注3) これらの森林管理署等の中には、複数の理由を回答した森林管理署等がある。

このうち①について、林野庁は、森林管理署等の職員の中には、収穫調査の対象箇所に3Dレーザースキャナを活用できるかどうかを判断する技術の習熟度が十分ではなく、活用可能な箇所についても活用に適さないと判断しているおそれがあるとしており、現に、会計実地検査において、森林管理署等が3Dレーザースキャナの活用に適さないとして人力で収穫調査を実施していた箇所について、3Dレーザースキャナで適切に計測できることを確認できたものもあった。また、②及び③の職員の習熟度に関連して、119森林管理署等の3Dレーザースキャナに係る研修の実施状況を確認したところ、47森林管理署等が、4年度以降、研修を実施していなかった。したがって、ロードマップ目標の達成率が低調である主な理由に共通した要因は、職員の3Dレーザースキャナの習熟度が十分でないことと認められた。なお、研修等における活用も含めて、6年度における3Dレーザースキャナ47台の機器ごとの活用日数をみると、いずれも30日以下で、1日以上10日以下の機器が35台と全体の7割を占めていたほか、同年度中は1日も活用されなかった機器が2台となっており、3Dレーザースキャナを活用した研修をより一層行うことが可能な状況となっていた。

このように、ロードマップ目標の達成率が低調となるなどして、収穫調査の効率化等を図るために調達された3Dレーザースキャナが十分に活用されているとはいえない状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、林野庁において、次のことなどによると認められた。

ア 森林管理局に対して、職員の3Dレーザースキャナの習熟度の向上を図るための研修等を実施することについての指導を十分に行っていなかったこと

イ 森林管理局に対して、3Dレーザースキャナを効率的かつ効果的に活用することについての指導を十分に行っていなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、林野庁は、7年8月に各森林管理局に対して事務連絡を發して、収穫調査の効率化等を図るために調達された3Dレーザースキャナが有効に活用されるよう、次のような処置を講

じた。

ア 3Dレーザスキャナが活用可能な現地条件を判断する能力を養うことに重点を置き、参加する全ての職員が操作を体験できるように配慮するなどした研修を各森林管理署等において1年に1回以上開催するなどして、職員の3Dレーザスキャナの習熟度の向上を図るための研修をより一層行うよう指導した。

イ 森林管理局から毎年度末に当該年度の3Dレーザスキャナの活用状況を報告させて収穫調査への活用の進捗状況を確認するなどして、3Dレーザスキャナが効率的かつ効果的に活用されるよう指導していくこととした。

ファームポンドの耐震設計に適用する設計指針等について

- | | |
|--|------------------|
| ・耐震設計指針等に基づく耐震性能が確保されていないおそれがある直轄施設16施設のファームポンド本体及び杭基礎に係る直接工事費 | (背景金額) 12億6590万円 |
| ・耐震設計指針等に基づく耐震性能が確保されていないおそれがある補助施設10施設のファームポンド本体及び杭基礎に係る直接工事費に対する国庫補助金相当額 | (背景金額) 2億9514万円 |

1 ファームポンドの耐震設計の概要等

農林水産省は、土地改良法（昭和24年法律第195号）等に基づき、農業の生産性の向上等に資することなどを目的として、農業用水を貯留するなどのための農業用水貯留施設（以下「ファームポンド」という。）の造成等を自ら事業主体となって実施するほか、都道府県等が事業主体となって実施する場合に要する経費の一部を補助している。

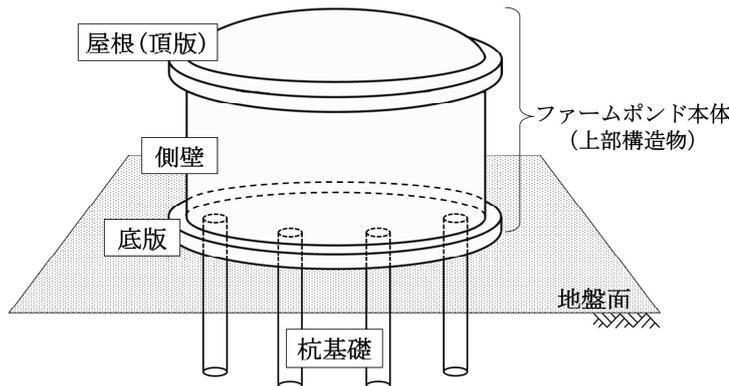
同省は、平成11年3月に、ファームポンドの設計に当たっての標準的な考え方等を示した「土地改良事業設計指針「ファームポンド」（以下「ファームポンド指針」という。）を制定している。

ファームポンド指針によれば、ファームポンドの耐震設計を行う場合は、レベル1地震動^(注1)やレベル2地震動^(注1)に対して保持すべき耐震性能を確保できるように設計しなければならないこととされている。そして、ファームポンドの規模等に応じて、レベル1地震動に対してのみ耐震設計を行う施設（以下「レベル1地震動の対象施設」という。）、レベル1地震動及びレベル2地震動に対して耐震設計を行う施設（以下「レベル2地震動の対象施設」といい、レベル1地震動の対象施設と合わせて「耐震設計対象施設」という。）等が定められている。

また、ファームポンド指針によれば、ファームポンド本体の構造部材のうち耐震設計を行うべき部材は側壁のみであり、屋根や底版については、耐震設計を省略してよいこととされ、杭基礎については、レベル1地震動に対してのみ検討すればよいこととされている（参考図参照）。

(注1) レベル1地震動・レベル2地震動 「レベル1地震動」とは、構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいい、「レベル2地震動」とは、構造物の供用期間中に発生する確率は低い大きな強度を持つ地震動をいう。

(参考図) ファームポンド本体の構造部材及び杭基礎の概念図



一方、農林水産省は、7年に発生した兵庫県南部地震による被災の教訓を踏まえて、ファームポンドを含む土地改良施設の耐震設計の考え方を取りまとめて、16年3月に、「土地改良施設 耐震設計の手引き」（以下「手引」という。）を制定している。そして、手引の制定後、レベル2地震動を考慮した耐震設計の検証が進んだことを踏まえて、27年5月に、「土地改良事業設計指針「耐震設計」」を改定するとともに、手引を廃止している（以下、改定された同指針を「耐震設計指針」といい、手引と合わせて「耐震設計指針等」という。）。

手引によれば、杭基礎の耐震設計を行う場合、杭基礎の耐震性能は上部構造物の耐震性能の同等以上を保持することとされていて、上部構造物がレベル2地震動の対象施設の場合は、杭基礎につい

てもレベル1地震動及びレベル2地震動に対して耐震設計を行うこととされている。また、耐震設計指針によれば、杭基礎のほか、ファームポンド本体の側壁以外の構造部材についても耐震設計を行うこととされている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、ファームポンドの耐震設計が適切に行われているかなどに着眼して、27年度から令和6年度までの間に5農政局等が造成した耐震設計対象施設に該当するファームポンド39施設（ファームポンドの造成を含む工事の工事費計158億5035万余円）及び9県が造成した耐震設計対象施設に該当するファームポンド32施設（ファームポンドの造成を含む工事の工事費計33億2143万余円、国庫補助金交付額計17億3841万余円）の計71施設を対象として検査した（以下、5農政局等が造成したファームポンドを「直轄施設」、9県が造成したファームポンドを「補助施設」という。）。

検査に当たっては、5農政局等及び9県において、構造計算書、工事図面等の関係書類及び現地 の状況を確認するとともに、農林水産本省において、ファームポンド指針及び耐震設計指針等における耐震設計の考え方について聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 5農政局等 関東、近畿、九州各農政局、北海道開発局、沖縄総合事務局

(注3) 9県 秋田、山梨、愛知、兵庫、山口、福岡、長崎、熊本、鹿児島各県

(検査の結果)

検査したところ、農林水産省は、平成16年3月に手引を制定した際及び27年5月に耐震設計指針を改定した際に、ファームポンドの耐震設計の対象となる構造部材の範囲を広げるなどして、従前の耐震設計の考え方を見直していたが、ファームポンド指針については、11年3月に制定して以降改定していなかった。

そのため、耐震設計指針において耐震設計の対象とされている構造部材については、ファームポンド指針において耐震設計を省略してよいとされ、また、耐震設計指針等においてレベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震設計の対象とされている杭基礎については、ファームポンド指針においてレベル1地震動に対してのみ耐震設計の対象とするとされていて、ファームポンド指針と耐震設計指針等とで示されている耐震設計の考え方が整合していない状況となっていた（表1及び表2参照）。しかし、同省は、ファームポンド指針と耐震設計指針等のどちらの耐震設計の考え方を適用してファームポンドの耐震設計を行うかについて明確に示していなかった。

表1 ファームポンドの構造部材に係る耐震設計の考え方

対象施設	構造部材	ファームポンド指針における耐震設計の要否	耐震設計指針における耐震設計の要否
レベル1地震動の対象施設	底版	省略してよい	要（レベル1地震動）
レベル2地震動の対象施設	底版		要（レベル1地震動及びレベル2地震動）
	頂版(屋根)		要（レベル2地震動）

(注) ファームポンド指針と耐震設計指針とで示されている耐震設計の考え方が整合していない構造部材のみを記載している。

表2 ファームポンドが上部構造物である杭基礎の耐震設計の考え方

対象施設	ファームポンド指針における耐震設計で対象とする地震動の種類	耐震設計指針等における耐震設計で対象とする地震動の種類
レベル2地震動の対象施設	レベル1地震動	レベル1地震動 及び レベル2地震動

(注) ファームポンド指針と耐震設計指針等とで示されている耐震設計の考え方が整合していない地震動の種類のみを記載している。

そして、5農政局等及び9県が造成したファームポンドにおけるファームポンド本体及び杭基礎を対象とした耐震設計の状況は、次のとおりとなっていた。

ア ファームポンド本体を対象とした耐震設計の状況

71施設のうち、耐震設計指針が改定された27年5月以降に設計が行われた44施設について、ファームポンド指針と耐震設計指針とで示されている耐震設計の考え方が整合していない、底版を対象としたレベル1地震動に対する耐震設計並びに底版及び頂版を対象としたレベル2地震動に対する耐震設計の状況について確認した。

その結果、底版を対象としたレベル1地震動に対する耐震設計については、全ての施設で行われていた。一方、底版及び頂版を対象としたレベル2地震動に対する耐震設計については、レベル2地震動の対象施設16施設のうち15施設において、ファームポンド指針で示されている耐震設計の考え方を適用しているなどして、レベル2地震動に対する耐震設計が行われていなかった。

イ 杭基礎を対象とした耐震設計の状況

71施設のうち、手引が制定された16年3月以降に設計が行われたレベル2地震動の対象施設であって、基礎の種類が杭基礎となっている26施設について、ファームポンド指針と耐震設計指針等とで示されている耐震設計の考え方が整合していない、杭基礎を対象としたレベル2地震動に対する耐震設計の状況について確認したところ、26施設のうち18施設において、レベル2地震動に対する耐震設計が行われていなかった。

したがって、レベル2地震動に対する耐震設計が行われていなかった26施設（アの15施設及びイの18施設の純計、うち直轄施設である2農政局の16施設に係るファームポンド本体及び杭基礎に係る直接工事費計12億6590万余円、補助施設である4県の10施設に係るファームポンド本体及び杭基礎に係る直接工事費計5億6292万余円、国庫補助金相当額計2億9514万余円）は、耐震設計指針等に基づく耐震性能が確保されていないおそれがあると認められた。

このように、耐震設計指針で耐震設計の対象とされた構造部材について、ファームポンド指針では耐震設計を省略してよいことなどとされており、耐震設計指針等で示している耐震設計の考え方と整合していないのに、どちらを適用するかについて明確に示されていない状況となっていて、ファームポンドの設計に当たり、耐震設計指針等で示されている直近の耐震設計の考え方が適用されず、耐震設計指針等に基づく耐震性能が確保されていないおそれがある事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、ファームポンドの設計に当たり、耐震設計指針等で示されている直近の耐震設計の考え方を適用することについて十分に検討していなかったことにもよるが、農林水産省において、ファームポンド指針及び耐震設計指針等で示している耐震設計の考え方の整合を図ることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、農林水産本省は、ファームポンドの設計等が適切に行われるよう、令和7年8月に地方農政局等に対して通知等を発して、次のことを周知するとともに、都道府県に対しても地方農政局等を通じるなどして周知する処置を講じた。

- ア ファームポンドの耐震設計については、耐震設計指針に基づいて行うこと
- イ 平成27年度以降に造成した施設のうち耐震設計指針等に基づく耐震性能が確保されていないおそれがある施設については、耐震診断や耐震改修の可否を直ちに検討し、耐震診断や耐震改修の実施が困難な場合は点検の実施体制を強化するなどの対策を行うこと
- なお、同省は、上記の処置に加えて、ファームポンド指針の改定に向けた検討に着手した。

添架水管橋の耐震性について

・耐震性が確保されていないおそれがある添架水管橋の築造に係る直接工事費の交付金等相当額 7562万円

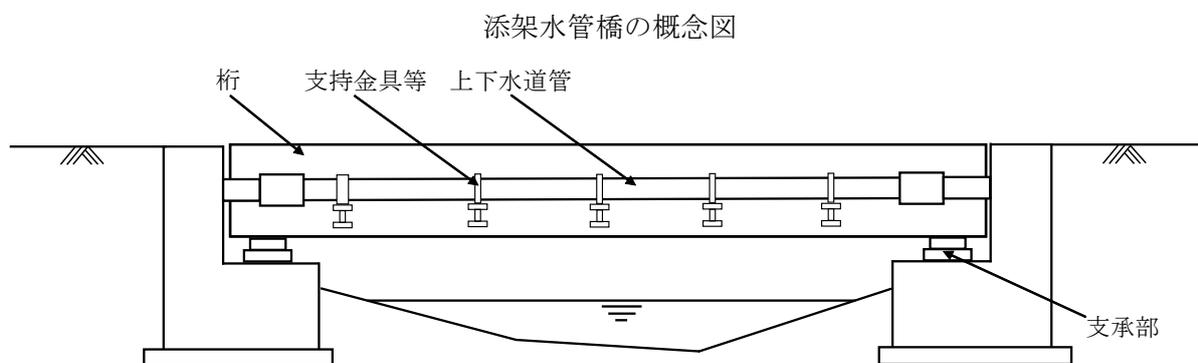
1 水道事業及び下水道事業における添架水管橋の概要等

(1) 添架水管橋の概要

国土交通省は、水道法（昭和32年法律第177号）、下水道法（昭和33年法律第79号）等に基づき、水道事業及び下水道事業を行う地方公共団体等（以下「上下水道事業者」という。）に対して社会資本整備総合交付金等を交付している（令和6年4月1日に厚生労働省から国土交通省へ水道施設整備事業に係る事務が移管される前は、厚生労働省が水道事業を行う地方公共団体等に対して生活基盤施設耐震化等交付金等を交付している。）。

上下水道事業者は、水道管又は下水道管（以下、これらを合わせて「上下水道管」という。）を布設する際に、支障となる河川等がある場合、橋りょうの桁に上下水道管を支持金具等により添架する形式の水管橋（以下「添架水管橋」という。）を築造するなどしている（参考図1参照）。

（参考図1）



(2) 添架水管橋の設計

「水道施設耐震工法指針・解説」（公益社団法人日本水道協会編）、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人日本下水道協会編。以下、これらを合わせて「耐震指針」という。）等によれば、上下水道事業者は、添架水管橋の設計に当たり、橋りょう管理者等との協議により上下水道管を添架する橋りょうの耐震性を確認することなどとされている。

国土交通省によると、橋りょうの耐震性の有無については、橋りょう管理者等が、現行の「道路橋示方書・同解説」（公益社団法人日本道路協会編。以下「示方書」という。）等に基づき、地震等の条件に対して限界状態を超えないことや、地震により支承部が破壊されたとしても桁が容易に落下しないように落橋防止システムにより適切な対策が講じられていることについて照査を行うなどして判断することとしている。そして、上下水道事業者が、耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうに上下水道管を添架すると、添架水管橋の耐震性が確保されないおそれがあることから、当該橋りょうに上下水道管を添架することは、原則として、許容していないとしている。

（注1） 限界状態 構造物又は部材が破壊するなどして、その機能を果たさなくなり、設計の目的を満足しなくなる状態

(3) 添架水管橋の設計において考慮する必要があるハード対策及びソフト対策

国土交通省によると、添架水管橋の設計に当たり、上下水道管を添架する橋りょうの耐震性が確保されていないおそれがあることが判明した場合には、耐震性が確保されている近隣の橋りょうに上下水道管を添架するようルートを変更することや、添架水管橋に代えて独立水管橋を築造することなどの工法（以下、これらの工法を「耐震性を確保するための工法」という。）を比較

検討した上で、適切な工法を選定してハード対策を実施する必要があるとしている。

また、国土交通省によると、上下水道事業者がやむを得ず耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうに上下水道管を添架する場合は、地震災害時に上下水道の機能を確保できるよう、「水道の耐震化計画等策定指針」（平成27年6月厚生労働省改訂）、「下水道の地震対策マニュアル」（公益社団法人日本下水道協会編。以下、これらを合わせて「策定指針」という。）等に基づくソフト対策（以下「添架水管橋に係る応急対策」という。）を策定して、当面の間は添架水管橋に係る応急対策により対応することとすることも可能であるとしている。そして、策定指針では、添架水管橋に係る応急対策の具体的な内容として、地震により添架水管橋が被災した場合に上下水道の機能を確保するために、水道事業において、充実した応急給水を行うために必要な給水車等を確保すること、下水道事業において、汚水の溢水防止等のために必要な可搬式ポンプや仮配管等を確保することなどが示されている。

以上のように、上下水道事業者は、上下水道管を添架する橋りょうの耐震性が確保されていないおそれがあることが判明した場合に、耐震性を確保するための工法を検討する必要がある、やむを得ず耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうに上下水道管を添架する場合は、添架水管橋に係る応急対策を策定する必要があるとされているものの、耐震指針、策定指針等にはその旨が明確に示されていない。

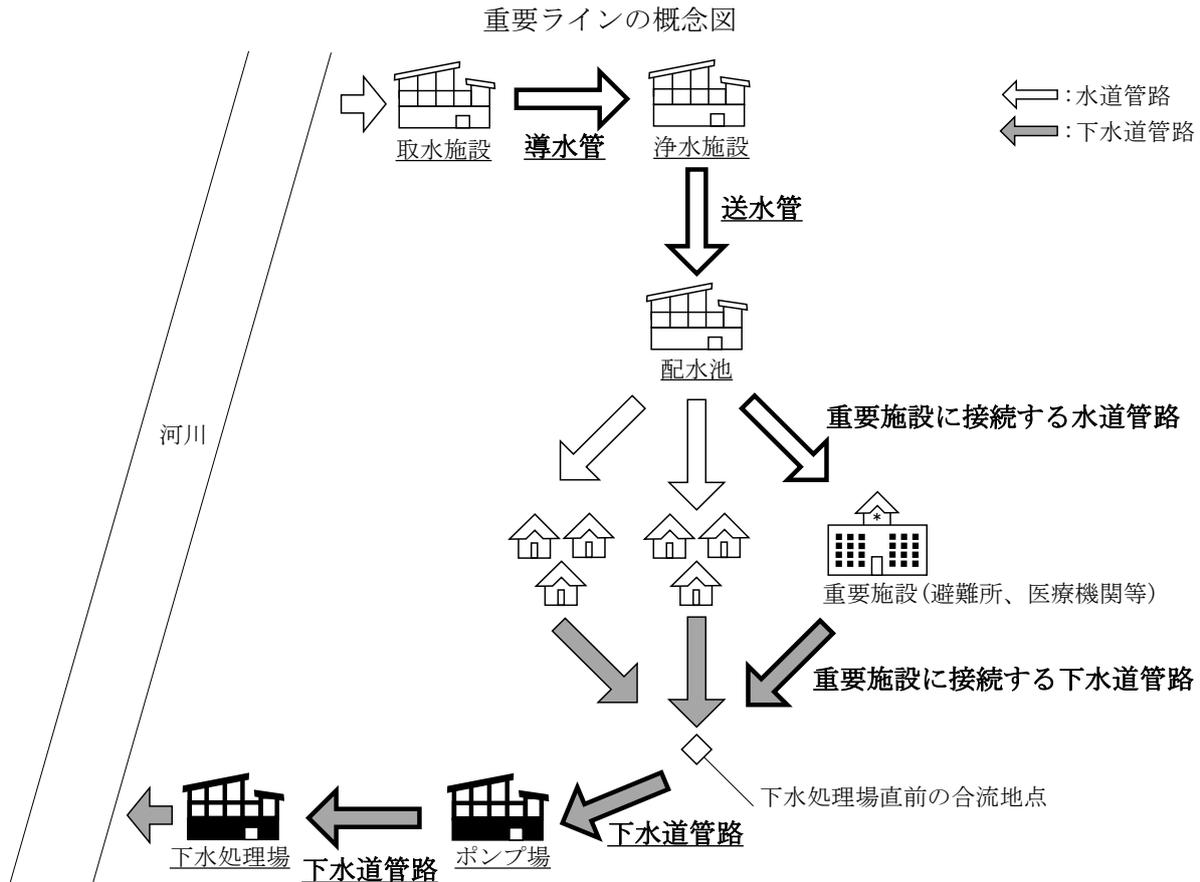
(4) 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた上下水道管の耐震化の点検

国土交通省は、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえて、「上下水道施設の耐震化状況に関する緊急点検」（以下「緊急点検」という。）として、全国の^(注2) 急所施設、^(注3) 重要施設に接続する管路等（以下、急所施設に該当する送水管、導水管等の管路及び重要施設に接続する管路を「重要ライン」という。参考図2参照。）の耐震化の状況を確認している。そして、同省は、6年11月に緊急点検の結果を公表するとともに、緊急点検の結果に基づき、上下水道施設の耐震化を計画的、集中的に推進することとしている。

(注2) 急所施設 当該施設が機能を失えば上下水道システム全体が機能を失う施設（水道施設のうち取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池、下水道施設のうち下水処理場、下水処理場から下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場）

(注3) 重要施設 地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等の施設

(参考図2)



- 注(1) 下線を付した施設は急所施設に該当する施設である。
注(2) 添架水管橋は矢印で示した管路部に含まれている。
注(3) 太枠の矢印で示した管路は重要ラインに該当する管路である。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合规性、有効性等の観点から、上下水道事業者は、添架水管橋の設計に当たり、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認しているか、耐震性が確保されていないおそれがある添架水管橋について、添架水管橋に係る^(注4)応急対策を^(注5)適切に策定しているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、3県、38市町村等の計41事業主体が、4、5両年度に締結した添架水管橋計74橋の築造等に係る工事契約計63件、契約金額計39億2273万余円(交付金等交付額計12億2011万余円)を対象とした。そして、41事業主体において、橋りょう管理者等との協議に関する資料、設計書等の関係書類及び現地の状況を確認するとともに、国土交通本省において、緊急点検の方法等について聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注4) 3県 新潟、山口、熊本各県

(注5) 38市町村等 鹿沼、佐野、十日町、高槻、五條、鳥取、広島、呉、三原、防府、下関、さぬき、諫早、荒尾、人吉、由布、宜野湾各市、紋別郡遠軽、今立郡池田、南条郡南越前、三方上中郡若狭、北葛城郡広陵、西伯郡大山、神石郡神石高原、東彼杵郡東彼杵、球磨郡あさぎり、球磨郡湯前、中頭郡北谷各町、西多摩郡檜原、山辺郡山添、宇陀郡御杖、吉野郡黒滝、島尻郡南大東各村、長浜水道、磯城郡水道、香川県広域水道、南部水道各企業団、広島県水道広域連合企業団

(検査の結果)

検査したところ、41事業主体のうち24事業主体は、添架水管橋計46橋について、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認することについての認識が欠けていたことや、同じ橋りょうに布設替えを行う場合には、改めて橋りょうの耐震性を確認する必要はないと考えたことなどのため、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認しないまま、添架水管橋を築造していた。

そこで、本院において、これらの添架水管橋について、事業主体を通じて橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認したところ、22事業主体が上下水道管を添架した計43橋については、現行の示方書より古い耐震設計に係る基準を適用して設計された橋りょうや築造年数が不明な橋りょうなどであり、橋りょう管理者等が限界状態を超えないことについて照査を行っていないなどのため耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうであった。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

奈良県山辺郡山添村は、山添村大字桐山地区内において、奈良県が管理する昭和60年及び63年に築造された二つの橋りょうに添架していた重要ラインに該当する送水管が老朽化したことから、令和4年度に、新しい送水管に布設替えを行うために添架水管橋を築造するなどの工事を実施している。

しかし、同村は、添架水管橋の設計に当たり、橋りょう管理者である奈良県にこれらの橋りょうの耐震性を確認しないまま、添架水管橋を築造していた。

そこで、本院において、これらの橋りょうの耐震性について同村を通じて奈良県に確認したところ、いずれの橋りょうも現行の示方書より古い耐震設計に係る基準を適用して設計された橋りょうであることから、奈良県において耐震性が確保されていないおそれがあるとしている橋りょうであった。そして、現行の示方書に基づき確認したところ、いずれの橋りょうも、落橋防止システムの性能が確保されておらず、地震時における所要の安全度が確保されていない状態となっていた。

また、41事業主体のうち20事業主体は、添架水管橋計28橋について、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認した上で添架水管橋を築造していたが、このうち6事業主体は、築造した添架水管橋8橋について、橋りょうの耐震性を確認した結果、耐震性が確保されていないおそれがあることを把握したのに、経済性や早期に布設することを優先するなどして、耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうに上下水道管を添架していた。

(注6) 20事業主体のうち3事業主体においては、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認していた添架水管橋と確認していなかった添架水管橋があるため、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認していなかった24事業主体と重複している。

そして、これらの耐震性が確保されていないおそれがある添架水管橋計51橋を築造した計28事業主体^(注7)に対して、添架水管橋に係る応急対策を策定しているか確認したところ、全ての事業主体において策定していなかった。

(注7) 28事業主体 佐野、五條、鳥取、呉、三原、下関、さぬき、諫早、荒尾、人吉各市、紋別郡遠軽、今立郡池田、南条郡南越前、北葛城郡広陵、西伯郡大山、神石郡神石高原、東彼杵郡東彼杵、球磨郡あさぎり、球磨郡湯前、中頭郡北谷各町、西多摩郡檜原、山辺郡山添、宇陀郡御杖各村、長浜水道、磯城郡水道、香川県広域水道、南部水道各企業団、広島県水道広域連合企業団

したがって、28事業主体が築造した51橋（添架水管橋の築造等に係る工事契約計42件、契約金額計27億5316万余円、添架水管橋の築造に係る直接工事費計2億0924万余円、交付金等相当額計7562万余円）については、耐震性が確保されていないおそれがあることから、地震により橋りょうが損傷した場合に、添架水管橋も損傷するなどし、さらに、添架水管橋に係る応急対策が策定されていないことから、応急給水や汚水の溢水防止が円滑に行えないなどして、地震災害時に上下水道の機能が確保できないおそれがある状況となっていた。特に、51橋のうち14事業主体の16橋（添架水管橋の築造等に係る工事契約計15件、契約金額計8億3690万余円、添架水管橋の築造に係る直接工事費計1億0297万余円、交付金等相当額計3741万余円）については、重要ラインに該当する添架水管橋であり、これらの添架水管橋が被災した場合に、上下水道システム全体が機能を失い、又は、重要施設において上下水道の利用ができなくなることによって、甚大な影響が生ずるおそれがあると認められた。

なお、国土交通省は、1(4)のとおり、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえて、緊急点検として、全国の重要ラインの耐震化の状況を確認して、その結果を公表している。しかし、同省は、緊急点検において、上下水道管が耐震適合性を有している管等であれば、耐震性が確保されているとして取り扱っており、添架水管橋の耐震性が確保されていないおそれがある状況については把握していなかった。

このように、事業主体において、耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうに上下水道管

を添架して添架水管橋を築造していた事態、及び耐震性が確保されていないおそれがある添架水管橋に係る応急対策を策定していなかった事態は適切でなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、事業主体において、添架水管橋の設計に当たり、上下水道管を添架する橋りょうの耐震性を橋りょう管理者等に確認することについての認識が欠けていたことなどにもよるが、国土交通省（6年3月31日以前の水道事業については厚生労働省）において、次のことなどによると認められた。

ア 上下水道事業者に対して、添架水管橋の設計に当たり、耐震指針等に基づき、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認することについての周知が十分でなく、また、耐震性が確保されていないおそれがあることを把握した場合に耐震性を確保するための工法を検討するよう明確に示していなかったこと

イ 上下水道事業者に対して、やむを得ず耐震性が確保されていないおそれがある橋りょうに上下水道管を添架する場合は、添架水管橋に係る応急対策を策定する必要があることについて明確に示していなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通省は、7年9月に、上下水道事業者に対して事務連絡を発して、地震災害時においても上下水道の機能が確保されるよう次のような処置を講じた。

ア 上下水道事業者に対して、新たに設計する添架水管橋について、橋りょう管理者等に橋りょうの耐震性を確認するなどして、原則として耐震性が確保されている橋りょうに上下水道管を添架すること、耐震性が確保されていないおそれがあることを把握した場合は耐震性を確保するための工法を検討することなどを周知した。

イ 上下水道事業者に対して、既設の添架水管橋について、上下水道管を添架している橋りょうの耐震性を橋りょう管理者等に確認するなどして添架水管橋の耐震性の状況を確認すること、確認の結果、耐震性が確保されていないおそれがある添架水管橋については、前記の51橋を含めて、耐震性を確保するための工法を検討することや添架水管橋に係る応急対策を策定することを周知した。そして、重要ラインに該当する添架水管橋については、上下水道事業者が確認した添架水管橋の耐震性の状況を報告させ、これを把握するとともに、必要に応じて助言等を行うこととした。

LNGバンカリング整備事業における補助対象経費について

・補助対象経費として認められない予備品等に係る経費に対する補助金相当額	3177万円
-------------------------------------	--------

1 LNGバンカリング整備事業の概要等

(1) LNGバンカリング整備事業の概要

国土交通省は、「港湾機能高度化施設整備費補助交付要綱」（平成17年国港管第1号。以下「補助要綱」という。）に基づき、港湾の機能の高度化を図るために、LNGバンカリング拠点形成支援施設の整備事業（以下「LNGバンカリング整備事業」という。）等を実施する民間事業者等に対して、港湾機能高度化施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付している。

LNGバンカリング整備事業は、船舶の排出ガス規制強化に伴い、LNGを燃料とする船舶の導入が世界的に進む中、これらの船舶の寄港の増加による我が国港湾の国際競争力の強化を目的として、国際戦略港湾、国際拠点港湾等において、LNGを燃料とする船舶への燃料供給の用に供する船舶（以下「LNGバンカリング船」という。）及びLNGバンカリング船にLNGを供給するための施設（以下「LNG供給施設」といい、LNGバンカリング船と合わせて「LNGバンカリング船等」という。）の整備を行うものである。

(2) LNGバンカリング整備事業における補助対象経費等

補助要綱によれば、LNGバンカリング整備事業の補助対象経費は、LNGバンカリング船等の整備に係る本工事費、附帯設備費、附帯工事費、測量設計費、用地費及び補償費とされており、補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とされている。

国土交通省は、LNGバンカリング船等を整備する民間事業者等を対象に公募の都度、港湾機能高度化施設整備事業（LNGバンカリング拠点形成支援施設）募集要領（以下「募集要領」という。）を示している。そして、募集要領によれば、LNGバンカリング船の整備に係る補助対象経費は、契約船価^(注1)を含む総船価^(注2)とし、会計基準及び税法上資産計上の対象と認められる経費であって、実際に資産計上するものに限ること、新たに船舶を建造する場合、本事業のために必要のない船舶の設備等の整備に係る経費は除くこと、LNG供給施設の整備に係る補助対象経費は、本工事費、附帯工事費及び測量設計費とすることなどとされている。

また、事業主体は、補助事業が完了したときは、実績報告書等を地方整備局等に提出すること、地方整備局等は、実績報告書等の内容を審査するなどし、補助金の額の確定を行うこととなっている。

(注1) 契約船価 船舶建造契約で定める船舶の価格

(注2) 総船価 契約船価に船舶の建造監督等の経費を加えたもの

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、経済性等の観点から、LNGバンカリング整備事業に係る補助金の交付が補助要綱等に基づき適切に行われているかなどに着眼して、3事業主体^(注3)が実施し、令和2年度から5年度までの間に完了したLNGバンカリング船の整備3件（補助対象事業費計122億6273万余円、補助金交付額計40億8757万余円）及び株式会社JERA（平成31年4月1日に中部電力株式会社から当該事業を承継）が実施し、令和2年度に完了したLNG供給施設の整備1件（補助対象事業費6億6170万円、補助金交付額2億2056万余円）の計4件（補助対象事業費計129億2443万余円、補助金交付額計43億0814万余円^(注4)）を対象に検査した。検査に当たっては、国土交通本省、3地方整備局及び4事業主体において、実績報告書、補助対象経費の内訳に係る書類等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 3事業主体 セントラルLNG SHIPPING株式会社、エコバンカー SHIPPING株式会社、KEYS Bunkering West Japan株式会社

(注4) 3地方整備局 関東、中部、九州各地方整備局

(検査の結果)

検査したところ、LNGバンカリング船の整備を実施した3事業主体のうち2事業主体は、船舶建造契約に係る工事費、船舶建造に関係するその他追加工事費等のほか、交換用のLNG移送管等の予備品の購入費、乗組員のユニフォーム等の消耗品の購入費、洗濯機等の備品の購入費、船員のトレーニング費等を補助対象経費に含めて、国土交通省から補助金の交付を受けていた。

(注5) 2事業主体 セントラルLNG SHIPPING株式会社、KEYS Bunkering West Japan株式会社

また、LNG供給施設の整備を実施した株式会社JERAは、LNG供給施設の整備に係る工事費等のほか、交換用の安全弁等の予備品の購入費を補助対象経費に含めて、国土交通省から補助金の交付を受けていた。

補助要綱によれば、LNGバンカリング整備事業の補助対象経費は、LNGバンカリング船等の整備に係る本工事費、附帯設備費、附帯工事費、測量設計費、用地費及び補償費とされており、これらの費目は、船舶建造等に係る工事等に要する費用である。

一方、2事業主体が補助対象経費に計上していた経費のうち、予備品の購入費、乗組員のユニフォーム等の船舶の整備で費消されない消耗品の購入費、洗濯機等の船舶と一体不可分的な機能を有していない備品の購入費、船員のトレーニング費、船舶建造中の支払利息、船舶の登記費等計9252万余円（補助金相当額計3084万余円）及び株式会社JERAが補助対象経費に計上していた予備品の購入費計281万余円（補助金相当額計93万余円）、合計9533万余円（補助金相当額合計3177万余円）は、船舶建造等に係る工事等に要する費用ではないと思料された（以下、これらの経費を「予備品等に係る経費」という。）。

2事業主体に対して、予備品等に係る経費を補助対象経費に含めた理由を確認したところ、募集要領において、LNGバンカリング船の整備に係る補助対象経費は、契約船価を含む総船価とし、会計基準及び税法上資産計上の対象と認められる経費であって、実際に資産計上するものに限る旨が記載されていて、予備品等に係る経費を総船価として資産計上していることから、2地方整備局と協議した上で、補助対象経費に含めたとのことであつた。

(注6) 2地方整備局 中部、九州両地方整備局

また、株式会社JERAに対して、予備品等に係る経費を補助対象経費に含めた理由を確認したところ、交換用の安全弁等はLNG供給施設を安定的に供用するためにあらかじめ備えておく必要があると考えたことなどから、補助対象経費に含めたとのことであつた。

そこで、国土交通本省に対して、予備品等に係る経費が補助対象経費に含まれるか確認したところ、当該経費は、船舶建造等に係る工事等に要する費用に当たらず、補助要綱に定める本工事費等に該当しないことから、補助対象経費として認められないとしていた。また、同省は、募集要領において、LNGバンカリング船の整備に係る補助対象経費は、契約船価を含む総船価とし、会計基準及び税法上資産計上の対象と認められる経費であって、実際に資産計上するものに限る旨を記載していることについて、事業主体に対して補助要綱における補助対象経費の理解に資するために記載しているとしていたが、当該記載は、総船価に含めて資産計上する経費の全てが補助対象経費に該当するとの誤解を生じさせるものであつた。

したがって、LNGバンカリング整備事業において、補助対象経費として認められない予備品等に係る経費を補助対象経費に含めて補助金が交付されていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、2地方整備局においてLNGバンカリング整備事業の補助対象経費についての理解が十分でなかったことにもよるが、国土交通本省において補助要綱等にLNGバンカリング整備事業の補助対象経費として認められない経費を明確に示していなかったこと、募集要領に総船価に含めて資産計上する経費の全てがLNGバンカリング船の整備に係る補助対象経費に該当するとの誤解を生じさせる記載をしていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通本省は、7年7月に次のような処置を講じた。

- ア 補助要綱を改正して、LNGバンカリング整備事業の補助対象経費として認められない経費を明確に示した。また、今後実施する公募の募集要領において、誤解を生じさせる記載を削除した上で、補助対象経費として認められない予備品等に係る経費を明確に示すこととするなどした。
- イ 地方整備局等に対して事務連絡を発し、事業主体にLNGバンカリング整備事業の補助対象経費を明確に示すこと、アの改正後の補助要綱に基づいて補助対象経費の審査を適切に行うことなどを周知徹底した。

空港消防等業務の実施について

・ 空港消防等業務を適切に実施する体制が執られていなかった時間に係る契約金額相当額

8億8384万円

1 空港消防等業務の概要等

(1) 国管理空港等における空港消防等業務の概要

国土交通省は、航空法（昭和27年法律第231号）等に基づき同省が設置して管理している空港（以下「国管理空港」という。）において航空機事故等が発生した際に直ちに必要な措置を講ずるなどすることとしている。そして、東京国際空港等11空港^(注1)（以下「11空港」という。）において、航空機事故等が発生した際における人命救助を目的とした迅速かつ円滑な消防活動等を行う消防業務（以下「消防業務」という。）及び救急医療活動等を行う救急医療業務（以下「救急医療業務」という。）並びに同省が管理する区域における保安の維持等を図るための警備業務（以下「警備業務」という。）を実施している。また、国土交通省は、防衛省等が設置して管理している飛行場^(注2)で、国民が利用するなど公共の用に供するためのものとされた札幌飛行場等7飛行場（以下「7飛行場」といい、11空港と合わせて「18空港等」という。）において、救急医療業務及び警備業務を実施している。

(注1) 11空港 東京国際、新潟、松山、高知、北九州、長崎、大分、宮崎、鹿児島、那覇、八尾各空港

(注2) 7飛行場 札幌、三沢、百里、小松、美保、岩国、徳島各飛行場

そして、東京、大阪両航空局（以下「2航空局」という。）は、11空港においては消防業務と救急医療業務又は警備業務の2業務を、7飛行場においては救急医療業務と警備業務の2業務を、それぞれ請負契約を締結した民間事業者を実施させている（以下、これらの業務を「空港消防等業務」といい、空港消防等業務を実施する民間事業者を「請負人」という。）。

空港消防等業務を実施するための要員は、請負契約の履行に関する運営管理を行う現場責任者のほかに、指令卓で空港の運用状況等を常時確認するなどする職員（以下「リーダー」という。）及び事故現場に出動するなどして空港消防等業務を行う職員（以下「作業員」といい、リーダーと合わせて「作業員等」という。）とに区分されている。

(2) 国管理空港等において必要とされる作業員等の配置人員

国土交通省は、国際民間航空条約（昭和28年条約第21号）の附属書等に準拠して、国管理空港等で発生する航空機事故等に備えて人命救助等を目的とした消火救難機材の配備等の基準となる「空港等における消火救難体制の整備基準」（平成17年国空管第84号。以下「整備基準」という。）を策定している。

国土交通本省は、整備基準に基づくなどして、請負契約標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）において、空港消防等業務における作業員等の配置人員、業務提供時間等を定めており、作業員等の配置人員については、いずれも業務提供時間中は常に配置され業務を行う必要があるとしている（図表1参照）。

図表1 標準仕様書で定められている作業員等の配置人員及び業務提供時間

項目	リーダー	作業員		
		消防業務	救急医療業務	警備業務
配置人員	1人	請負人に使用させる消防車両の台数×2人	1人	2人
1日当たりの業務提供時間	11.5時間～24時間 (各空港等の運用時間)			24時間

(3) 労働基準法に基づく休憩時間を取得する際の作業員等の体制

標準仕様書等によれば、請負人は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令等を遵守することとされており、同法によれば、使用者は、労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないこととされている。そして、国土交通本省は、業務提供時間中は、常に標準仕様書等で定める配置人員と同数の作業員等を配置して業務を行う必要があることから、配置された作業員等が休憩時間を取得する際は代替要員を配置する必要があるとしている。

(4) 作業員等に係る人件費等の積算方法

2航空局は、空港消防等業務に係る請負契約の予定価格について、空港消防等業務請負積算要領（昭和59年空管第83号）に基づき積算しており、予定価格の基となる積算価格のうち、作業員等の人件費等については、標準仕様書等で定められている配置人員と同数の作業員等が、業務提供時間中に常に配置され業務を実施することとして算出されている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性、有効性等の観点から、航空機事故等が発生した際における人命救助を目的とするなどした空港消防等業務の実施体制は整備基準等に基づき適切に執られているかなどに着眼して、令和4年度から6年度までに実施された2航空局の18空港等における空港消防等業務に係る請負契約17件、契約金額計66億2714万余円を対象として、2航空局において、勤務実績表等の書類を確認するとともに、請負人において、空港消防等業務の実施状況を聴取するなどして会計実地検査を行った。また、国土交通本省において、仕様書の基となった標準仕様書の趣旨や整備基準等の内容を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

2航空局は、18空港等の空港消防等業務に係る請負契約の仕様書において、標準仕様書で示されている配置人員と同数の作業員等を業務提供時間中に配置するなどして請負人に空港消防等業務を実施させることとしていた（図表2参照）。

図表2 仕様書で定められていた作業員等の配置人員及び業務提供時間

(単位：人、時間)

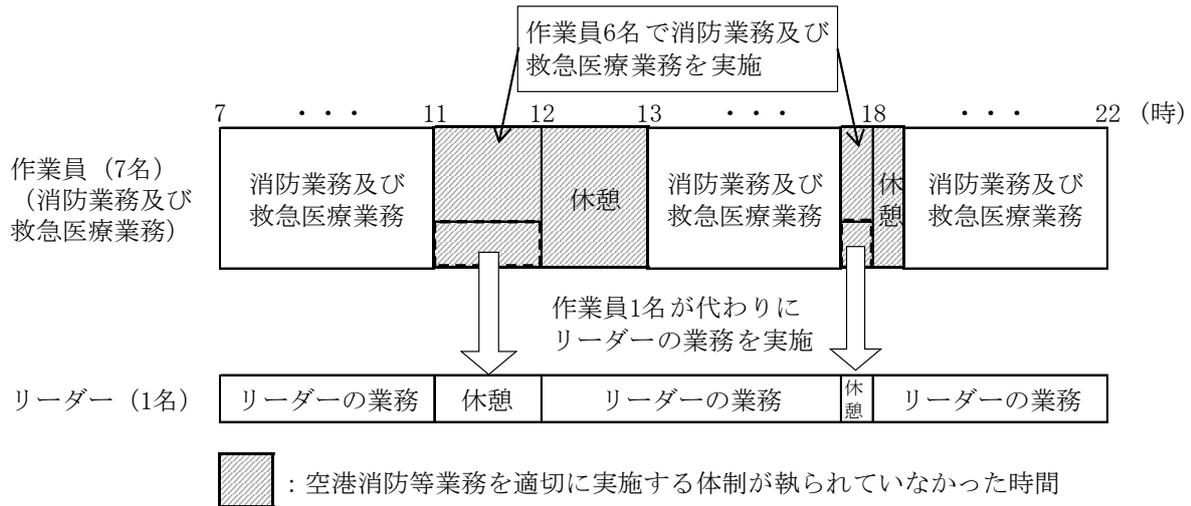
空港等名	作業員等の配置人員				1日当たりの業務提供時間		
	リーダー	作業員			リーダー	作業員	
		消防業務	救急医療業務	警備業務		消防業務、救急医療業務	警備業務
東京国際空港	—	8	1	—	24	—	
新潟空港	1	6	1	—	14	—	
松山空港	1	6	1	—	15	—	
高知空港	1	6	1	—	14	—	
北九州空港	1	6	1	—	24	—	
長崎空港	1	6	1	—	15	—	
大分空港	1	6	1	—	15	—	
宮崎空港	1	6	1	—	14	—	
鹿児島空港	1	6	1	—	15	—	
那覇空港	1	6	1	—	24	—	
八尾空港	—	2	—	2	11.5	24	
札幌飛行場	—	—	1	2	13	24	
三沢飛行場	—	—	1	2	11.5	24	
百里飛行場	—	—	1	2	13.5	24	
小松飛行場	—	—	1	2	15	24	
美保飛行場	—	—	1	2	15	24	
岩国飛行場	—	—	1	2	15	24	
徳島飛行場	—	—	1	2	14.5	24	

(注) 図表中の「—」は、国土交通省が空港消防等業務を実施していないことを示している。

そこで、18空港等の請負契約17件における作業員等の業務の実施状況について、勤務実績表を確認したところ、仕様書に示されている配置人員と同数の作業員等を業務提供時間に配置したとされていた。

しかし、各業務の実施状況について、請負人から説明を徴するなどして確認したところ、18空港等の全てにおいて、実際には、作業員等が業務提供時間中に労働基準法に基づく休憩時間を取得していた。そして、標準仕様書で求められている作業員等の配置人員を業務提供時間中に常に満たすためには、作業員等の休憩時間に業務を行う代替要員を配置する必要があるのに、18空港等の全てにおいて、作業員の休憩時間に代替要員は配置されていなかった。また、リーダーの休憩時間については、配置された作業員のうちリーダーの業務を実施する能力を有する者が代わりにリーダーの業務を実施していたが、作業員の数その分減少する状況となっていた。上記の状況を整理すると、図表3のとおりである。

図表3 作業員等における業務の実施状況の一例



そして、請負契約17件において、作業員の休憩時間等に代替要員が配置されていなかったため、その間は、実際に勤務している作業員が仕様書に定められている配置人員よりも少ない人数となっていて、航空機事故等が発生した際における人命救助を目的とするなどした空港消防等業務を適切に実施する体制が執られていなかった（空港消防等業務を適切に実施する体制が執られていなかった時間に係る契約金額相当額4年度2億8751万余円、5年度2億9197万余円、6年度3億0434万余円、計8億8384万余円）。

請負人によれば、休憩時間に作業員の代替要員を配置していない理由について、仕様書において休憩時間に業務を行う代替要員を配置する必要があることが明確に記載されていなかったため、代替要員の配置は求められていないと認識していたとのことであった。そして、2航空局によれば、仕様書において作業員等の休憩時間に業務を行う代替要員を配置する必要があることを明確に記載していない理由について、標準仕様書においてその旨が明確に記載されていなかったため、代替要員を配置する必要があることを認識していなかったとのことであった。

このように、2航空局において、国管理空港等における空港消防等業務の実施に当たり、作業員等が業務提供時間中に休憩時間を取得する際は代替要員を配置する必要があることを仕様書に明確に記載していなかったため、休憩時間に代替要員が配置されておらず、空港消防等業務を整備基準等に基づき適切に実施する体制が執られていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、2航空局において、空港消防等業務に係る請負契約の仕様書の基となる標準仕様書について国土交通本省への確認が十分でなかったことにもよるが、同本省において、作業員等が業務提供時間中に休憩時間を取得する際は代替要員を配置する必要があることを標準仕様書に明確に記載する必要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通本省は、7年8月に標準仕様書を改正して、配置された作業員等が業務提供時間中に休憩時間を取得する際は代替要員を配置する必要があることを標準仕様書に明確に記載した。そして、8年度以降に請負契約を締結して実施する空港消防等業務が整備基準等に基づき適切に行われるよう、7年8月に2航空局に対して通知を発して、改正された標準仕様書を基に仕様書の作成を行うとともに、入札公告等の際に入札参加者に対して改正された標準仕様書の内容を明確に伝えるよう周知する処置を講じた。

除去土壌再生利用技術等実証事業で使用する機器の購入手続開始時期について

・事業の目的に沿って一度も使用されることなく保管されたままとなっていた3機器の取得価格

3075万円

1 除去土壌再生利用技術等実証事業の概要等

(1) 本件事業の概要

国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）に基づき、福島県内で生じた除去土壌等の最終処分が行われるまでの間、除去土壌等の保管等を行う中間貯蔵施設（福島県双葉郡大熊、双葉町所在）を整備している。同法によれば、国は、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で除去土壌等の最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとされている。また、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」（平成28年4月環境省策定。以下「戦略」という。）によれば、環境省は、除去土壌等の再生利用等に対する全国的な理解の醸成等のために、実証試験等や除去土壌等の本格的な再生利用が円滑に進むよう、地元自治体、地域住民等による除去土壌等の再生利用等に関する社会的受容性の段階的な拡大や深化を図ることなどとされている。

福島地方環境事務所（以下「事務所」という。）は、「令和4年度除去土壌再生利用技術等実証事業」を、公募実施後の随意契約により、令和4年11月18日から5年3月28日までを契約期間として、契約額5億4120万円で除去土壌等減容化・再生利用技術研究組合（以下「組合」という。）に請け負わせて実施している。

本件事業は、再生資材^(注2)を活用するための技術開発を進めることを目的として、①新宿御苑（東京都新宿区所在）、環境調査研修所（埼玉県所沢市所在）、国立環境研究所（茨城県つくば市所在）（以下、これらを合わせて「3施設」という。）及び中間貯蔵施設における測量及び周辺環境の調査業務、②中間貯蔵施設から3施設への再生資材の輸送業務（以下「輸送業務」という。）、③3施設において、再生資材を用いた花壇、芝生広場等を施工し、空間線量率等の監視、維持管理等を行う実証業務（以下「実証業務」といい、輸送業務と合わせて「実証業務等」という。）等を実施することとなっている。

本件事業の実施に当たり、環境本省は3施設が所在する地元自治体との調整、地域住民への説明等の本件事業の実施に関する調整を、事務所は本件事業に係る契約手続等をそれぞれ行うことになっており、環境本省と事務所は相互に進捗状況等の情報を共有することになっている。そして、事務所と組合は、定期的に又は必要に応じて協議を実施することになっている。

(注1) 除去土壌 環境大臣が指定した地域等に係る土壌等において、放射性物質の除染等の措置を行ったことに伴い生じた土壌

(注2) 再生資材 福島県内における除去土壌を、適切な前処理や汚染の程度を低減させる物理処理をした後、用務先で用いられる部材の条件に適合するよう品質調整等の工程を経て利用が可能となるようにしたもの。再生資材として利用可能な放射能濃度は原則8,000Bq/kg以下となっている。

(2) 3機器の概要

本件事業に係る契約において、組合は、表1の①から③までの機器（以下「3機器」という。）を購入して設置することとなっている。そして、3機器については、本件事業が終了した際に、組合から事務所へ引き渡され、事務所が国の物品として管理することになっている。

表1 本件事業で購入して設置することとなっている3機器

番号	業務	機器	用途
①	輸送業務	トラックゲート1基	中間貯蔵施設から再生資材を搬出する際にトラックの荷台に積載した再生資材の放射能濃度を測定する。
②	実証業務	モニタリングポスト6基	3施設において施工する花壇等における空間放射線量を常時測定する。
③	実証業務	漏水検知システム1基	環境調査研修所に施工する芝生広場の底面に敷設する遮水シートからの水漏れを検知する。

(3) 実証業務等が中止されるまでの経緯

環境本省は、4年12月16日及び同月21日に、環境調査研修所及び新宿御苑の近隣住民に対して本件事業に関する説明会をそれぞれ実施したが、実証業務の内容、安全性等に関する問題提起がなされて、本件事業の実施に関する調整に相当な時間を要することが見込まれたことから、事務所に対して、実証業務等の開始時期が遅れる旨を伝達していた。これを受けて、事務所は、本件事業に係る予算を5年度へ繰り越す手続を行った上で、契約変更を2回行って履行期限を6年3月29日に延期するなどしていた。

その後、事務所は、本件事業のうち一部の業務については履行期限までの完了を見込めなくなったとして、同月28日に、3回目の契約変更を行い、実証業務等を中止することなどを内容とする仕様書の変更を行うとともに、契約額を2億1230万円に減額していた。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性、有効性等の観点から、本件事業における機器の購入手続は適切な時期に行われているか、購入した機器は事業の目的に沿って使用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、本件事業（契約変更後の契約額2億1230万円）を対象として、環境本省及び事務所において、契約書、仕様書等の関係資料や3機器の調達状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

6年11月の会計実地検査時点において、購入された3機器は中間貯蔵施設に保管されていたことから、3機器が購入されるに至るまでの環境本省と事務所との情報共有の状況、購入後の使用状況等について確認したところ、次のとおりとなっていた。

環境本省は、本件事業の実施に関する調整の状況によっては事業内容を変更することがあり得ることを想定していたとしており、また、半導体の供給不足に関する報道を受けて、3機器の納期に通常より多くの時間を要するおそれがあることを認識していたとしていた。しかし、環境本省は、3機器の購入手続を開始する時期についての検討を十分に行っておらず、事務所に対して具体的にいつの時点で3機器の購入手続を開始するかについての伝達を行っていなかった。また、事務所は、3機器の購入手続の開始時期について組合との協議を行っていなかった。この結果、組合は、環境本省が初めて説明会を開催した4年12月16日より前の同月1日から5日までの間に、3機器の購入手続を開始していた。そして、3機器については、5年7月7日から同年12月4日までの間に、販売業者等から組合へ納入されていたものの、実証業務等が中止されたことから、本件事業で一度も使用されることなく6年3月29日に組合から事務所へ引き渡されて、引渡しが行われてから7年6月の会計実地検査時点までの間、中間貯蔵施設に保管されたまま一度も使用されていなかった（表2参照、3機器の取得価格計3075万余円）。

表2 本件事業の契約変更、3機器の購入等の経緯

年月日	内容
令和 4年11月18日	当初契約 (契約期間：4年11月18日～5年3月28日)
12月16日	環境調査研修所の近隣住民に対する説明会を実施
12月21日	新宿御苑の近隣住民に対する説明会を実施
5年3月22日	第1回契約変更 (履行期限の延長(5年5月31日))
5月24日	第2回契約変更 (履行期限の延長(6年3月29日))
6年3月28日	第3回契約変更 (実証業務等を中止するなど仕様書の変更等)
3月29日	組合が事務所へ3機器を引渡し

組合が3機器の
購入手続を開始
4年12月1日～12月5日

販売業者等が
組合へ3機器を納入
5年7月7日～12月4日

(注) 本件事業の契約変更等については1(3)参照

3機器については、購入手続の開始時期の検討が十分に行われることなく購入され、一度も使用されることなく保管されたままとなっていたが、1(1)のとおり、戦略によれば、実証試験等が円滑に進むよう、地域住民等による除去土壌等の再生利用等に関する社会的受容性の段階的な拡大や深化を図ることなどとされていることなどに鑑みると、本件事業の実施に関する調整は、実証業務等の実施の可否や時期を左右する重要な要素である。したがって、環境本省は、3機器の購入に当たり、当該調整の見通しを勘案した購入手続の開始時期について十分に検討して事務所に伝達し、適切な時期に購入手続が開始されるようにする必要があったと認められた。

このように、環境本省において、購入手続を開始する時期について十分な検討が行われないうまま3機器の購入が行われ、3機器が組合に納入されてから1年半以上にわたり事業の目的に沿って一度も使用されることなく保管されたままとなっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、環境本省において、本件事業の実施に関する調整が実証業務の実施の可否や時期を左右する重要な要素であり、3機器の購入手続を開始する時期については当該調整の見通しを十分に踏まえる必要があることについての理解が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、環境本省は、購入した機器等が除去土壌の再生利用に係る事業の目的に沿って使用されるよう、次のような処置を講じた。

ア 中間貯蔵施設に保管されたままとなっていた3機器について、除去土壌の再生利用に係る事業等に使用することにより有効活用を図ることとする計画を7年8月に策定した。

イ 今後実施する除去土壌の再生利用に係る事業において、事業の実施に関する調整の見通し等を勘案して、機器等の購入手続を開始する時期について十分に検討を行い、その結果を事務所に伝達するなどの体制を7年7月に整備した。

UAV災害用I型（災害用ドローン）の使用状況について

・使用できない状態となっていたI型ドローンに係る契約金額	7480万円
------------------------------	--------

1 災害用ドローン等の概要

(1) 災害用ドローンの概要

陸上自衛隊は、「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」（平成30年12月国家安全保障会議及び閣議決定）に基づき、大規模自然災害等への対処態勢を強化するために災害用ドローンを整備している。災害用ドローンは、電波を用いた遠隔操作等により飛行する無人航空機であり、迅速かつ的確な人命救助活動に資する情報収集を行うなどして災害等に対処するために使用されるものである。そして、災害用ドローンのうちUAV災害用I型（以下「I型ドローン」という。）は、陸上幕僚監部（以下「陸幕」という。）の要求に基づき、令和2年3月に、防衛装備庁が20式（1式当たりドローン2機、計40機）を調達する契約を株式会社ミクニ（以下「納入業者」という。）と契約金額7480万円で締結し、同年7月及び8月に5補給処に納入されている。

（注1） 陸上自衛隊が整備している災害用ドローンには、UAV災害用I型のほかにUAV災害用II型がある。

（注2） 5補給処 陸上自衛隊北海道、東北、関東、関西、九州各補給処

(2) 無線設備に係る総務大臣の承認及び防衛大臣の承認

ア 使用する周波数に係る総務大臣の承認

自衛隊がI型ドローンのような移動体の無線設備（以下「移動局」という。）を使用する場合、防衛大臣は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき、使用する周波数について総務大臣の承認を受けなければならないこととなっている。

イ 移動局の開設等に係る防衛大臣の承認

「自衛隊の電波の監理に関する訓令」（平成18年防衛庁訓令第34号）によれば、幕僚長等は、移動局を開設しようとするときは、移動局の開設について防衛大臣の承認を受けなければならないこと^(注3)とされており、防衛大臣の承認を受けなければ移動局の使用を開始してはならないことなど^(注3)とされている（以下、この承認と、使用する周波数に係る総務大臣の承認とを合わせて「総務大臣等の承認」という。）。

（注3） UAV災害用I型については、総務大臣及び防衛大臣の承認が必要であるが、UAV災害用II型については、電波法（昭和25年法律第131号）等の規定に基づく技術基準に適合するなどのため、これらの承認は不要となっている。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

本院は、有効性等の観点から、I型ドローンは災害等に対処できるものとなっているかなどに着目して、防衛装備庁が調達したI型ドローン20式を対象として、防衛省内部部局、防衛装備庁、陸幕及び陸上自衛隊補給統制本部（以下「補給統制本部」という。）において、契約書、仕様書等の関係書類を確認するとともに、方面総監部、補給処、各部隊等が所在する11駐屯地^(注4)において、I型ドローンの使用状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

（注4） 11駐屯地 札幌、島松、仙台、霞ヶ浦、宇都宮、大宮、朝霞、宇治、伊丹、目達原、健軍各駐屯地

（検査の結果）

検査したところ、I型ドローン20式（40機、契約金額7480万円）は、7年1月の会計実地検査時点で、使用する周波数等について総務大臣等の承認を受けておらず、2年7月及び8月に納入されて以降4年以上にわたって使用できない状態となっていた。

そこで、総務大臣等の承認を受けるための手続の実施状況を確認したところ、次のとおりとなっ

ていた。

(1) 品質保証書による周波数情報の把握

陸幕は、I型ドローン20式の調達に当たり、I型ドローンが使用する周波数、空中線電力等の情報（以下「周波数情報」という。）が総務大臣等の承認を受けるために必要となることから、仕様書等において、試験成績書又は試験成績書の代用として品質保証書の提出を納入業者に求めていたが、品質保証書にどのような情報が必要かを具体的に仕様書等に記載していなかった。

そのため、納入業者は、2年7月及び8月にI型ドローンを納入するに当たり、製造会社の社内の製品検査及び試験に合格したとする品質保証書を提出したものの、当該品質保証書には、周波数情報が記載されていなかった。

(2) 納入業者からの報告による周波数情報の把握

陸幕は、品質保証書に周波数情報が記載されていなかったことなどから、周波数情報の提供を納入業者に依頼した。これを受けて、納入業者は、周波数の測定を行うなどした上で、3年2月に、使用する可能性がある周波数の上限、中間及び下限の情報を測定結果等として補給統制本部に報告した。

しかし、補給統制本部は、納入業者が報告した上限、中間及び下限の三つの周波数が、I型ドローンで使用する可能性がある全ての周波数であると誤って認識し、この認識に基づいて、総務大臣等の承認を受けるための手続が行われていた。そして、使用開始前に、納入業者が報告した三つの周波数以外の周波数をI型ドローンが使用することが判明するなどした結果、I型ドローンは使用できない状態となっていた。

このように、I型ドローンについて、納入されて以降使用できない状態となっていて、災害等に対処できるものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、陸幕及び補給統制本部において、災害等に対処するために使用されるI型ドローン20式の調達に当たり、総務大臣等の承認を受けるために必要な周波数情報を適時かつ確実に把握することの重要性についての理解が十分でなく、仕様書等において、周波数情報が記載された書類が確実に提出されるようにしていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、陸幕は、次のような処置を講じた。

ア I型ドローン20式について、周波数情報を把握するなどした上で、7年7月に総務大臣等の承認を受けて使用できる状態にした。

イ 災害等の対処に使用するドローンの調達に当たり、周波数情報を適時かつ確実に把握できるよう、7年7月に、災害等の対処に使用するドローンの調達に係る仕様書の記載要領等を改正し、契約相手方から周波数情報が記載された書類を提出させる時期や周波数情報の内容を具体的に明示して関係部署に対して周知するなどした。

防衛省における見積りを活用する積算方式の実施状況について

・ 具体的な根拠が明らかでないのに対象工事に選定していた契約に係る見積価格を適用した積算額(1)	273億6352万円
・ 工事科目内の各項目を一律に対象項目に決定していた契約に係る見積価格を適用した積算額(2)	285億6880万円
・ 見積価格の妥当性を確認したことが検証できない状況となっていた契約に係る見積価格を適用した積算額(3)	285億6880万円
・ (1)から(3)までの純計	(背景金額) 285億6880万円

1 建設工事に係る積算等の概要

(1) 建設工事に係る積算

防衛省は、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）等に基づき、自衛隊及び駐留軍の使用に供する施設を新たに取得し、又は既に取得した施設を改修するなどのために、建築工事、土木工事等（以下、これらの工事を合わせて「建設工事」という。）を毎年度、多数実施している。そして、同省が実施する建設工事について、「公共建築工事積算基準」（平成15年国営計第196号）、「土木工事積算基準」（平成28年防整技第7175号別紙第1等）等を適用して積算を行っている。

(2) 見積りを活用する積算方式

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成26年9月閣議決定。以下「基本方針」という。）によれば、発注者は、公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成及び確保するための適正な利潤が確保できるように、予定価格を適正に定めることが不可欠であるとされている。そして、予定価格に起因した入札不調対策として見積りを活用した積算を行うことなどにより、適正な予定価格の算定に努めることとされている。

防衛省は、工事の発注段階における建設工事の入札不調対策として、予定価格の基となる積算価格の算定を実勢価格を踏まえて適正に行うなどのために、「見積を活用する積算方式（見積活用方式）試行運用マニュアル」（令和2年整備計画局施設技術管理官。以下「運用マニュアル」という。）を定めている。そして、運用マニュアルに基づき、発注者の積算基準類に基づく積算価格（以下「標準積算」という。）と実勢価格にかい離が生じていると考えられる工種等がある場合において、入札公告の際に発注者が競争参加資格確認申請者（以下「入札参加予定者」という。）に当該工種等に係る見積りの提出を求め、妥当性が確認できた見積りを積算価格に反映させる積算方式（以下「見積活用方式」という。）の運用を行っている。

ア 見積活用方式の対象工事及び対象項目

運用マニュアルによれば、見積活用方式は、①標準積算と実勢価格にかい離が生じ、入札不調となり再度公告する建設工事、②過去に入札不調となった建設工事と同種及び類似の工事、③標準積算と実勢価格にかい離が予測できる工種等を含む建設工事（以下、これらを合わせて「対象工事」という。）に適用できることとされている。そして、対象工事に係る積算において見積価格を適用する対象項目（以下「対象項目」という。）は、標準積算と実勢価格にかい離が生じている工種又はかい離が予測される工種とすることなどとされている。一方で、防衛省は、運用マニュアルに対象工事の選定及び対象項目の決定に係る実施手順等や工種の示す内容を明示していない。

イ 見積価格の妥当性の確認等

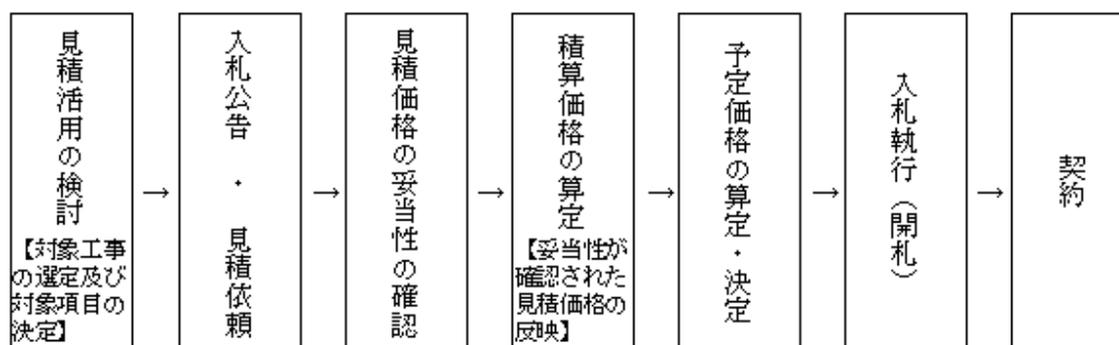
運用マニュアルによれば、積算価格に反映する見積価格は、妥当性が確認された単価及び価格とすることとされており、見積価格の妥当性は、入札参加予定者から提出された見積りやその根拠資料、ヒアリング等により確認することなどとされている。そして、妥当性が認められた見積価格を積算価格に反映した上で、予定価格を算定して、入札・契約手続を経て落札者と

の間で契約を締結することになる。

(注1) 運用マニュアルでは、入札参加予定者が採用を予定する下請会社、製造会社等から収集する見積書又は同種かつ直近の契約工事における契約書類等の単価及び価格が確認できる資料と定められている。

ア及びイの見積活用方式の手続の流れを示すと図表1のとおりである。

図表1 見積活用方式の手続の流れ



2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

基本方針によれば、現在及び将来の公共工事の品質確保を図るためには、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択、その他の発注関係事務を適切に実施することが必要であるとされている。また、予定価格の算定に当たっては、経済社会情勢の変化の反映や公共工事の品質確保のための適正な利潤の確保という目的を超えた不当な引上げを行わないよう留意することが必要であるとされている。このため、見積活用方式の適用に当たっては、運用マニュアルに基づき適切な運用を行うことにより、入札及び契約の透明性及び公正性を確保することが求められる。

そこで、本院は、合規性、有効性等の観点から、見積活用方式を適用して積算を行う建設工事について、対象工事の選定及び対象項目の決定並びに見積価格の妥当性の確認は適切に行われ、予定価格の算定が基本方針等の趣旨を踏まえて適正に行われているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、9防衛局等が令和3年度から5年度までの間に契約を締結して5年度までに履行が完了した契約のうち見積活用方式を適用して積算を行った契約214件、契約額計716億5829万余円（積算額計753億1052万余円、うち見積価格を適用した積算額計285億6880万余円）を対象とした。そして、防衛省内部部局において、運用マニュアルの内容について聴取するとともに、9防衛局等において、入札書、契約書、積算書、見積書等の関係資料を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注2) 9防衛局等 北海道、東北、北関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局、帯広、熊本両防衛支局

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 対象工事の選定及び対象項目の決定が適切に行われていなかった事態

ア 対象工事の選定

9防衛局等は、見積活用方式を適用して積算していた214件（見積価格を適用した積算額計285億6880万余円）の契約に係る対象工事の選定理由について、6件（同計1億1629万余円）については①標準積算と実勢価格にかい離が生じ、入札不調となり再度公告した建設工事としていたが、残りの208件（同計284億5251万余円）については②過去に入札不調となった建設工事と同種及び類似の工事又は③標準積算と実勢価格にかい離が予測できる工種等を含む建設工事のどちらに該当するのか又は両方に該当するのかが明確に区分できないとしていた（図表2参照）。

図表2 対象工事の選定理由別の内訳

(単位：件、千円)

対象工事の選定理由	件数	契約額	左に係る積算額	
			うち見積価格を適用した積算額	
①標準積算と実勢価格にかい離が生じ、入札不調となり再度公告した建設工事	6	361,680	377,369	116,290
②過去に入札不調となった建設工事と同種及び類似の工事 ③標準積算と実勢価格にかい離が予測できる工種等を含む建設工事	208	71,296,614	74,933,150	28,452,512
計	214	71,658,294	75,310,520	28,568,803

そして、①の4防衛局等^(注3)に係る6件について、本院が、発注者の保存していた入札書の内訳明細書（入札不調となった当初入札において入札者が提出したもの。以下「入札内訳書」という。）等の単価又は価格を標準積算と比較したところ、6件のいずれにおいても標準積算を実勢価格が上回るかい離が生じている箇所を確認できた。

一方、②及び③の7防衛局等^(注4)に係る208件のうち、196件（208件の94.2%、見積価格を適用した積算額273億6352万余円）については、7防衛局等において、見積活用方式を適用するための具体的な根拠が明らかでないのに、過去に入札不調となった建設工事と同種及び類似の工事であるとして、また、標準積算と実勢価格とのかい離を予測できたとして、対象工事に選定していた。

(注3) 4防衛局等 東北、近畿中部、中国四国各防衛局、帯広防衛支局

(注4) 7防衛局等 北海道、東北、北関東、中国四国、九州、沖縄各防衛局、熊本防衛支局

イ 対象項目の決定

防衛省は、運用マニュアルにおいて工種の示す内容を明示していないため、本院が確認したところ、工種とは、「公共建築工事内訳書標準書式」（平成15年国営計第196号）における細目別内訳の各種材料費等の細目（以下「項目」という。）のことであるなどとしていた（図表3参照）。

図表3 細目別内訳の書式例
(細目別内訳)

		名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
工事科目	項目	外壁改修						
		壁タイル撤去						
		〇〇〇〇						
		壁タイル張り						
		〇〇〇〇						

そして、防衛省は、入札不調となり再度公告する建設工事等の場合は、入札内訳書を用いるなどして、項目ごとに標準積算を実勢価格が上回るかい離が生じているかなどを確認した上で、対象項目を決定するとしている。

しかし、前記の214件について、9防衛局等は、対象項目の検討に当たり、運用マニュアルにおける工種の示す内容を細目別内訳の項目より上位の区分である工事科目と解して、工事科目ごとに標準積算と実勢価格とを比較して、かい離が生じている場合に、当該工事科目内の各項目を一律に対象項目に決定していた。

そこで、入札不調となり再度公告していた①の6件について、再度公告に係る積算価格に見積価格を適用していた工事科目内の全351項目を確認したところ、72項目については、標準積算と入札内訳書の単価若しくは価格が同額又は標準積算を入札内訳書の単価若しくは価格が下回るかい離が生じており、再度公告に当たり、入札不調対策として適正な利潤を確保するための必

要な対象項目ではなく、見積価格を適用すべきではなかったと認められた。

(2) 見積価格の妥当性を確認したことが検証できない状況となっていた事態

運用マニュアルによれば、積算価格に反映する見積価格は、妥当性が確認された単価及び価格とすることとされており、見積価格の妥当性は、入札参加予定者から提出された見積りやその根拠資料、ヒアリング等により確認することなどとされている。

そして、見積活用方式において適用される見積価格は、発注者の積算基準類に基づくものではないことから、発注者が見積価格の妥当性を確認した根拠資料や実施したヒアリングの結果等を保存することによって、見積価格の妥当性を確認したことが検証できるようにする必要がある。

そこで、見積価格の妥当性の確認状況について9防衛局等に聴取したところ、前記の214件について、9防衛局等は、入札参加予定者から提出された見積りを保存していたのみで、根拠資料や実施したヒアリングの結果等を保存しておらず、見積価格の妥当性を確認したことが検証できない状況となっていた。

このように、地方防衛局等において、対象工事の選定及び対象項目の決定が適切に行われていなかった事態、また、見積価格の妥当性を確認したことが検証できない状況となっていた事態は、見積活用方式が入札不調対策として適正な利潤を確保するために有効に機能していないことから適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、地方防衛局等が運用マニュアルにおける工種の示す内容を工事科目と解するなどしたことにもよるが、防衛省内部部局において、運用マニュアルにおける工種の示す内容が分かるように明示していなかったこと、対象工事の選定及び対象項目の決定に係る実施手順等を定めていなかったこと、並びに見積活用方式を適用した理由や見積価格の妥当性を確認した根拠資料、ヒアリング結果等を保存することの重要性を認識していなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、防衛省内部部局は、見積活用方式を適用した予定価格の算定が適正に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 6年9月に運用マニュアルを改正して、工種の示す内容が分かるように明示するとともに、見積活用方式を適用した理由を記録に残すことや見積価格の妥当性を確認した根拠資料を保存することを新たに定めるなどした上で、同年10月に事務連絡を発して、地方防衛局等に周知した。

イ 7年5月に対象工事の選定及び対象項目の決定に係る実施手順等を作成して、見積活用方式を適用した理由やヒアリング結果等を記録する様式を明示するなどした上で、同月に事務連絡を発して、地方防衛局等に周知した。

ウ ア及びイの内容について周知徹底を図るなどのために、7年5月に地方防衛局等の担当者を対象とした研修等を実施するとともに、今後も、担当者を対象とした研修等を通じて周知していくこととした。

有償援助（FMS）により調達した物品の管理等について

・ 物品増減及び現在額報告書への計上が行われていなかった重要物品の取得価格	
(1) 陸上自衛隊	3 0 7 6 万円
(2) 海上自衛隊	1 億 0 1 9 3 万円
(3) 航空自衛隊	1 1 億 4 1 2 1 万円
・ (1)から(3)までの計	1 2 億 7 3 9 0 万円

1 物品の管理等の概要

(1) 有償援助による調達の概要等

防衛省は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」（昭和29年条約第6号）に基づき、アメリカ合衆国政府（以下「合衆国政府」という。）から有償援助（Foreign Military Sales。以下「FMS」という。）により、防衛装備品等の調達を行っている（以下、FMSによる調達を「FMS調達」という。）。

FMSは、合衆国政府が武器輸出管理法等のアメリカ合衆国の法令等に従って防衛装備品等を諸外国等に提供する取引であり、合衆国政府から示された条件を受諾することにより防衛装備品等の提供を受けることができるものとなっている。また、通常の調達と異なり、FMS調達により取得する防衛装備品等のうち、航空機の機体等の主要な防衛装備品以外の整備器材、補用部品等（以下「FMS物品」という。）については、引合受諾書^(注1)において、品目名、価格等の内訳が明確になっていないことがあり、納入の段階においても価格等が判明しない場合等がある。

(注1) 引合受諾書 購入国及びアメリカ合衆国の両政府の代表者（我が国の場合は支出負担行為担当官）が署名する文書であり、両政府が合意した防衛装備品等の品目名、数量、単価等の条件が記載される。

(2) 国における物品の管理等

物品管理法（昭和31年法律第113号）等によれば、国の物品については、各省各庁の長がその所管に属する物品の取得、保管、供用及び処分（以下、これらを合わせて「管理」という。）を行い、各省各庁の長からその管理に関する事務の委任を受けた職員が物品管理官として当該事務を行うこととされている。そして、物品管理官又は物品管理官の事務の一部を分掌する分任物品管理官は、物品管理簿等を備えて、その管理する物品の増減等の異動数量、現在高等を記録しなければならないこととされており、財務大臣が指定する機械、器具等^(注2)（以下「重要物品」という。）については、その取得価格を物品管理簿に記録しなければならないこととされている。

また、各省各庁の長は、重要物品について、毎会計年度末の物品管理簿の記録内容に基づいて、物品増減及び現在額報告書（以下「物品報告書」という。）を作成し、財務大臣に送付しなければならないこととされており、物品報告書に基づいて財務大臣が作成した物品増減及び現在額総計算書により、物品の現在額等が、内閣から国会に報告されている。

(注2) 財務大臣が指定する機械、器具等 取得価格（取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合は、見積価格。以下同じ。）が50万円以上の機械、器具等。ただし、防衛省所管防衛用品の分類に属する装備訓練に必要な機械及び器具（普通自動車及び小型自動車を除く。）については、当分の間、取得価格が300万円以上の機械及び器具

(3) 陸上、海上、航空各自衛隊におけるFMS物品の管理等

陸上、海上、航空各自衛隊（以下「各自衛隊」という。）における物品の管理については、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）により、陸上、海上、航空各幕僚長（以下「各幕僚長」という。）が物品管理官に、部隊等の長等が分任物品管理官にそれぞれ指定されており、防衛大臣から物品の管理に関する事務が委任されている。

また、各自衛隊が補給管理規則等に基づいて実施するFMS物品の管理のうち、物品管理簿への記録等に係る手順については、表のとおりとなっている。

表 各自衛隊におけるFMS物品の物品管理簿への記録等に係る手順

組織	FMS物品の物品管理簿への記録等に係る手順
陸上自衛隊	<p>陸上自衛隊補給管理規則（平成19年陸上自衛隊達第71-5号）等によるFMS物品の物品管理簿への記録等に係る手順は、①及び②のとおりである。</p> <p>① FMS物品を調達する場合、陸上自衛隊補給統制本部（以下「陸自補給統制本部」という。）は、調達時に物品番号、取得価格（この時点では見積価格等を用いる。）、登録する価格の通貨単位（円貨、米ドル等）等の諸元を陸自業務システム（補給管理業務サービス）（以下「補給管理システム」という。）に登録する。</p> <p>② FMS物品を受領した部隊及び機関（以下「受領部隊等」という。）の分任物品管理官は、受領後に補給管理システムに数量を登録して、取得価格を実際の価格に修正し、これらの情報を基に物品管理簿が作成される。</p> <p>また、納入前に価格等の諸元が明確になっておらず、補給管理システムに登録できないFMS物品については、特段の定めはないが、③から⑤までの手順で登録を行っている。</p> <p>③ 受領部隊等は、FMS物品を受領した際に、合衆国政府が物品に添付する出荷証書に記載された品目名、米ドルでの価格や数量等の必要な情報を陸自補給統制本部に通知する。</p> <p>④ 陸自補給統制本部は、通知された情報等を基に、FMS物品の取得価格、受領数量等を補給管理システムに登録する。</p> <p>⑤ 受領部隊等の分任物品管理官は、登録された取得価格、受領数量等を確認する。</p>
海上自衛隊	<p>海上自衛隊物品管理補給規則（昭和56年海上自衛隊達第42号）等によるFMS物品の物品管理簿への記録等に係る手順は、①から⑤までのとおりである。</p> <p>① 海上自衛隊補給本部（以下「海自補給本部」という。）は、調達要求元又は受領部隊等から価格等の諸元の資料の送付を受けるなどしたFMS物品について、当該FMS物品の価格等の諸元を管理用データファイルに登録する。</p> <p>② 受領部隊等の分任物品管理官は、管理用データファイルに登録された価格等の諸元を基に、FMS物品の価格、数量等を物品管理簿に記録（以下「本登録」という。）する。</p> <p>③ FMS物品のうち適正に価格等の諸元を管理用データファイルに登録できず本登録を速やかに行うことができない物品（以下「未識別FMS物品」という。）を受領した場合は、海自補給本部が通知している「未識別FMS物品の仮登録要領について（通知）」（令和3年補本装補第597号。以下「仮登録要領」という。）に基づき、受領部隊等の分任物品管理官は、物品管理簿に仮の価格等を記録（以下「仮登録」という。）し、未識別FMS物品の管理に用いられているファイル（以下「未識別ファイル」という。）に必要な事項を登録する。</p> <p>④ 海自補給本部は、未識別ファイルに登録された未識別FMS物品について、海上自衛隊が保有する米軍補給資料等により速やかに価格等の諸元を入手して管理用データファイルに登録する。</p> <p>⑤ 受領部隊等の分任物品管理官は、物品管理簿に仮登録となっている未識別FMS物品について、本登録する変更処理を行う。</p>
航空自衛隊	<p>航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号。以下「管理補給規則」という。）等によるFMS物品の物品管理簿への記録等に係る手順は、①から⑤までのとおりである。</p> <p>① FMS物品を調達する場合、当該FMS物品の補給を担当する航空自衛隊の補給処（以下「担当補給処」という。）は、航空自衛隊補給本部（以下「空自補給本部」という。）が刊行した物品目録等に基づいて、品目名、物品番号等の諸元を航空自衛隊クラウドシステム（以下「空自システム」という。）で管理されている補給処管理原簿（以下「管理原簿」という。）に登録する。</p> <p>② 受領部隊等の分任物品管理官は、管理原簿に登録されていないFMS物品の品目について、紙媒体の物品管理簿である管理記録カードを作成して一時的に受払等の状況を記録する。併せて、空自システムに受払等の記録ができない旨を空自補給本部に連絡し、担当補給処に対して、判明していない当該FMS物品の価格等の諸元を入手して管理原簿に登録するよう指示すること（以下、判明していない価格等の諸元を入手して管理原簿に登録するよう指示することを「登録指示」という。）を空自補給本部に依頼する。</p> <p>③ 空自補給本部は、担当補給処に対して当該FMS物品の登録指示をする。</p> <p>④ 空自補給本部から登録指示を受けた担当補給処は、空自補給本部と協力して、管理原簿の登録に必要な当該FMS物品の価格等の諸元を収集し管理原簿への登録を行う。</p> <p>⑤ 受領部隊等の分任物品管理官は、管理記録カードに記録された当該FMS物品の受払状況等の情報を空自システム内の帳簿に登録し、それらの情報を基に物品管理簿が作成される。</p>

そして、防衛省における物品報告書の作成等については、陸自補給統制本部、海自補給本部及び空自補給本部（以下、これらを合わせて「3補本」という。）の長が、分任物品管理官から重要物品に関する資料の送付を受けて重要物品の会計年度間の増減等をまとめた総括書等を作成した上で、物品管理官である各幕僚長に報告し、報告を受けた各幕僚長は物品報告書に関する資料を作成して、防衛大臣に報告している。防衛大臣は、各幕僚長等の防衛省各機関の物品管理官から提出を受けた物品報告書に関する資料を基に、物品報告書を作成している。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、正確性、合規性等の観点から、各自衛隊におけるFMS物品について、価格等の諸元が物品管理簿に適切に記録されているか、重要物品は物品報告書に適正に計上されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、令和2年度から5年度までの間に各自衛隊の基地等で受領するなどしたFMS物品を対象として、3補本、13補給処等において、出荷証書、管理原簿、物品管理簿等の関係資料及び物品管理簿への記録に必要な価格等の諸元の登録状況を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注3) 13補給処等 陸上自衛隊関東補給処、同木更津駐屯地、海上自衛隊横須賀、呉、佐世保、舞鶴各地方総監部、同艦船補給処、同航空補給処、同厚木航空基地、航空自衛隊第2、第3、第4各補給処、同三沢基地

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 取得価格が外貨で登録されたFMS物品が重要物品として物品報告書に計上されていなかった事態（陸自補給統制本部）

陸自補給統制本部においては、納入されたFMS物品の補給管理システムへの取得価格の登録に当たり、円貨のほか、米ドル等の外貨でも登録を行うことが補給管理システム上で可能となっているが、登録に用いる通貨単位や、外貨で登録されたFMS物品が重要物品に該当するかどうかを確認する手続については定められていなかった（表参照）。

そこで、陸上自衛隊においてFMS調達により取得している主要な防衛装備品であるティルト・ローター機（オスプレイ）に係るFMS物品について、2年6月から6年3月までの間に受領した3,216品目の取得価格の登録状況をみるところ、陸自補給統制本部は、3,216品目のうち3,212品目については受領したFMS物品に添付されている出荷証書等に記載された米ドルの価格を受領時の支出官レートで円貨に換算して補給管理システムに登録していた。一方、残りの4品目については出荷証書等に記載された米ドルの価格をそのまま転記して取得価格として登録しており、この中には受領時の支出官レートにより円貨に換算すると取得価格が300万円以上の重要物品に該当するものが3品目含まれていた。

しかし、陸自補給統制本部は、補給管理システムに登録されたFMS物品について、物品報告書の基礎になる報告対象物品表の作成に当たり、取得価格の通貨単位を確認することなく、円貨で登録されていることを前提として取得価格の数値が300万以上で登録されているFMS物品の品目を抽出していたため、当該3品目は重要物品として扱われていなかった。その結果、5年度の物品報告書において、重要物品に該当するFMS物品3品目、計3076万余円が計上されていなかった。

(注4) 支出官レート 支出官事務規程（昭和22年大蔵省令第94号）に規定する外国貨幣換算率。支出官レートは、毎年度の予算編成に際して、過去の一定期間の外国為替相場の平均を踏まえて財務省により設定されている。

(注5) 当該3品目のFMS物品は、ティルト・ローター機（オスプレイ）の整備等において使用する試験装置の構成器材である。

(2) 価格等の諸元が入手できる状態であったにもかかわらず仮登録の状態が継続していたFMS物品が重要物品として物品報告書に計上されていなかった事態（海自補給本部）

海自補給本部が発出した仮登録要領では、未識別FMS物品について、海自補給本部が価格等の諸元を入手して管理用データファイルに登録する必要があることは記載されていたが、価格等の諸元を入手する手順や入手までの進捗管理の方法等の手続の詳細については定められていなかった（表参照）。

そこで、仮登録要領が発出された3年3月から6年3月までの間に仮登録された未識別FMS物品の状況をみるところ、価格等の諸元を入手する手続が進められていないことなどから5年度末時点で仮登録の状態となっているFMS物品が302件あり、このうち142件は仮登録の状態が2年以上

となっていて物品管理簿への本登録に時間を要している状況となっていた。

そして、302件のうち34件は、受領したFMS物品に添付された出荷証書等に価格等の諸元が全部又は一部記載されていたのに、海自補給本部が出荷証書等の記載内容等について受領部隊等に確認するなどしておらず、仮登録の状態が継続していたものであった。また、34件の中には、重要物品に該当する音響測定艦に関する器材1件1品目が含まれており、当該FMS物品は、価格等の諸元が入手できる状態であったにもかかわらず仮登録の状態が継続していたため、物品管理簿に適切に記録されず、重要物品の計上対象から漏れていた。その結果、5年度の物品報告書において、重要物品に該当するFMS物品1品目、1億0193万余円が計上されていなかった。

(注6) 海上自衛隊においては、受領したFMS物品の品目名、価格等の内訳が納入時点で明確になっていないだけでなく品目数が判明していないこともあるため、品目数ではなく仮登録の件数を集計している。

- (3) 管理原簿への登録指示の対象から漏れていたFMS物品が重要物品として物品報告書に計上されていなかった事態（空自補給本部）

航空自衛隊におけるFMS物品の管理原簿への登録状況等についてみたところ、航空自衛隊三沢基地において4年2月から6年3月までの間に受領した滞空型無人機（グローバルホーク）に係るFMS物品1,045品目のうち、受領するまでに価格等の諸元が判明しなかったものは837品目となっていた。

三沢基地の分任物品管理官（以下「三沢基地分任官」という。）は、管理補給規則等に基づき、当該837品目のFMS物品について管理記録カードを作成して一時的に受払等の状況を記録することとするとともに、空自補給本部に対して、担当補給処に対して登録指示を行うように依頼するなどしていた（表参照）。そして、業務の手順は管理補給規則等に規定されていないものの、実務上、三沢基地分任官は、空自補給本部に対する依頼の都度、判明しているFMS物品の品目名、物品番号等の諸元を、空自システムの共有フォルダ内に格納されている管理原簿未登録の物品一覧表（以下「リスト」という。）に入力した上で、入力と併せて口頭で空自補給本部に登録指示の依頼を行っていた。また、空自補給本部は、三沢基地分任官からの依頼を受けて、リストに入力された諸元を確認した上で、各担当補給処に対して、価格等が判明していないリスト上のFMS物品について、速やかな管理原簿への登録指示を漏れなく行ったとしていた。

そこで、837品目に係るリストへの入力状況を確認したところ、837品目のうち164品目については、リストに記載がなく、各担当補給処に対する登録指示の対象から漏れていた。そして、空自補給本部は、三沢基地分任官から受けた登録指示の依頼や、依頼を受けて行った各担当補給処に対する登録指示に係る記録を残していなかったため、リスト上から対象品目が漏れている原因や経緯等について確認できない状況となっていた。

その結果、164品目のFMS物品が適切に物品管理簿に記録されておらず、これらのうち重要物品に該当するFMS物品50品目、計11億4121万余円が5年度の物品報告書に計上されていなかった。

(注7) 当該50品目のFMS物品は、滞空型無人機（グローバルホーク）の整備等において使用する整備器材、補用部品等である。

このように、3補本において、重要物品に該当するFMS物品が適正に物品報告書に計上されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 陸自補給統制本部において、補給管理システム上で登録するFMS物品の取得価格の通貨単位等を具体的に定めていなかったこと

イ 海自補給本部において、仮登録の状態が継続している物品について、速やかに価格等の諸元を入手して物品管理簿に記録することの重要性に対する理解が十分でなかったこと、また、速やかに価格等の諸元を入手して物品管理簿に記録するための手続を定めていなかったこと

ウ 空自補給本部において、登録指示の依頼等に係る記録を残していなかったこと、また、当該記録に基づいて、登録指示の依頼や登録指示に漏れがないかについて、部隊等との間で相互に適宜確認するなどして確実に管理原簿に登録を行う態勢が十分でなかったこと

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、3補本は、物品報告書が重要物品の現況を反映した適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

ア 陸自補給統制本部は、7年8月までに、FMS物品を補給管理システムに登録する際の取得価格の通貨単位を円貨に統一することを新たに要領に定め、部隊等に対して通知を発して周知するなどするとともに、物品管理簿に外貨で記録されていた4品目の取得価格を円貨に修正した。

イ 海自補給本部は、物品管理簿に適切に記録されていなかった重要物品に該当するFMS物品1品目について、価格等の諸元に基づいて物品管理簿への記録を適切なものとした。

また、7年8月に、仮登録要領を改正して、価格等の諸元を入手するための問合せ、調整先等を含めた手順や、価格等の諸元を入手するまでの進捗管理の方法等、仮登録後速やかに物品管理簿に適切に記録するための手続を新たに定め、部隊等に対して通知を発して周知した。

ウ 空自補給本部は、物品管理簿に適切に記録されていなかった重要物品に該当するFMS物品50品目について、価格等の諸元に基づいて物品管理簿への記録を適切なものとした。

また、7年8月に、通知を発出して、価格等の諸元が不明なFMS物品の管理原簿への登録指示の依頼や担当補給処に対する登録指示を所定の様式に基づいて行い、これらの記録を保存した上で、登録指示の依頼等に漏れがないかについて、担当補給処及び受領部隊等の分任物品管理官と連携して定期的に確認し、処置漏れなどを防止することとして、部隊等に周知した。そして、当該通知により部隊等に周知した内容について、航空自衛隊物品管理補給手続（令和5年補給本部長制定）に反映することとした。

高射部隊用無線機2型の管理について

・有効に活用されていない状況となっていた高射部隊用無線機2型の物品管理簿価格

1908万円

1 2型無線機の概要

航空自衛隊は、現下の厳しい安全保障環境に対応し、敵の航空機や弾道ミサイル等から我が国を防衛するために、地对空誘導弾ペトリオット（以下「ペトリオット」という。）を全国の高射部隊等に配備している。ペトリオットは、レーダー装置、射撃管制装置、発射機等の複数の地上装置及びミサイル本体で構成されており、各地上装置は、複数の車両にそれぞれ搭載して展開されるものとなっている。そして、一部の車両には地上装置と併せて無線機が搭載されており、高射部隊等は、各地上装置を必要な陣地に迅速に展開して運用する際に複数の車両間での確かな情報の伝達を行うために使用している。

航空自衛隊では、各車両に搭載されていた無線機が老朽化するなどして更新する必要が生じたことから、航空幕僚監部（以下「空幕」という。）において、平成22年度から令和2年度末までの間に、高射部隊用無線機2型（以下「2型無線機」という。）を調達している。

そして、配備を受けた37高射部隊及び2術科学校では、6年度末時点で計236台（物品管理簿価格計7億5048万円）の2型無線機を管理しており、2型無線機の取扱いなどについて定めた技術指令書に基づき、2型無線機の整備等の内容を記録する地上通信電子機器等機器履歴簿（以下「履歴簿」という。）を作成している。

(注1) 37高射部隊 北部高射群隷下の第1指揮所運用隊、第1整備補給隊、第9、第10、第11、第24各高射隊、第2指揮所運用隊、第2整備補給隊、第20、第21、第22、第23各高射隊、中部高射群隷下の第1指揮所運用隊、第1整備補給隊、第1、第2、第3、第4各高射隊、第2指揮所運用隊、第2整備補給隊、第12、第13、第14、第15各高射隊、西部高射群隷下の指揮所運用隊、整備補給隊、第5、第6、第7、第8各高射隊、南西高射群隷下の指揮所運用隊、整備補給隊、第16、第17、第18、第19各高射隊、高射教導群

(注2) 2術科学校 第1、第4両術科学校

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、有効性等の観点から、2型無線機の配備を必要とする高射部隊等に対して任務に必要な数量が配備され有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、2年度末までに配備された前記の236台（物品管理簿価格計7億5048万円）を対象として、空幕、防衛装備庁、航空自衛隊補給本部（以下「補給本部」という。）、航空自衛隊第3補給処、26高射部隊及び第1術科学校において物品管理簿、履歴簿等の関係書類を確認し、また、配備後の活用状況等を確認するなどして会計実地検査を行うとともに、37高射部隊及び2術科学校における2型無線機の任務での活用状況等に関する調書の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注3) 26高射部隊 北部高射群隷下の第1指揮所運用隊、第1整備補給隊、第9、第10、第11、第24各高射隊、第2指揮所運用隊、第2整備補給隊、中部高射群隷下の第1指揮所運用隊、第1整備補給隊、第1、第4両高射隊、第2指揮所運用隊、第2整備補給隊、第13、第15両高射隊、西部高射群隷下の指揮所運用隊、整備補給隊、第5、第6、第7各高射隊、南西高射群隷下の指揮所運用隊、整備補給隊、第17、第19両高射隊、高射教導群

(検査の結果)

2型無線機の活用状況を履歴簿等により確認したところ、北部高射群第1指揮所運用隊及び第2指揮所運用隊（以下「北部高射群第1指揮所運用隊等」という。）に配備された2型無線機計6台（物品管理簿価格計1908万円）が、3年2月又は3月の配備以降、7年2月の会計実地検査時点まで、任務に一度も活用されておらず、約4年間、倉庫に保管されている状況となっていた。

一方、37高射部隊及び2術科学校において任務に必要な数量の2型無線機が配備されているか確認

したところ、中部高射群第1高射隊及び高射教導群並びに2術科学校（以下「中部高射群第1高射隊等」という。）においては、任務に必要な2型無線機計6台が配備されていない状態のまま、任務を遂行しなければならない状況となっていた。

そこで、このような状況となっている経緯を確認したところ、次のとおりとなっていた。

空幕は、平成29年度に締結した調達契約において、123台の2型無線機を令和3年3月末までに仕様書に記載した高射部隊の車両に搭載させることとしていた。しかし、このうち22台については、2型無線機を配備することとなっていた高射部隊において、2型無線機を搭載する予定となっていた車両が契約期間中に任務又は整備の都合で仕様書と異なる場所に移動していて、納期までに車両への搭載等の作業が完了できない状態となっていることが判明したため、空幕は、2年12月に調達契約を変更して、前記の22台について車両への搭載を取りやめるとともに、納入先の高射部隊に対して保管して管理するよう指示していた。その後、空幕は、22台のうち16台の2型無線機について、補給本部や高射部隊等との調整の結果、搭載を必要とする車両を特定して、該当する高射部隊に、2型無線機を配備し直して、3年12月及び4年8月に車両への搭載等を行わせていた。

しかし、空幕は、高射部隊等における2型無線機の配備状況や車両への搭載状況等を適時に把握していなかったことから、前記のとおり、中部高射群第1高射隊等において任務に必要な2型無線機6台が配備されていない状況等であるのに、北部高射群第1指揮所運用隊等に保管させたままとなっていて、中部高射群第1高射隊等に配備し直して車両への搭載等を行っていないことが判明した。

したがって、計6台の2型無線機が納入先の高射部隊に保管されたままとなっていて、2型無線機の配備を必要とする高射部隊等に配備されることなく、有効に活用されていない状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、空幕において、高射部隊等における2型無線機の配備状況や車両への搭載状況等について、航空自衛隊の関係部署間で適時に情報を共有して把握していなかったことによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、空幕は、7年5月に、北部高射群第1指揮所運用隊等において保管していた2型無線機6台を中部高射群第1高射隊等に配備し直すとともに、同年8月に関係部署に事務連絡を発するなどして、航空自衛隊の関係部署間で2型無線機を含む車載用無線機の配備状況等に係る情報を適時に共有する体制を整備して、2型無線機等の配備を必要とする高射部隊等に対して任務に必要な数量が適時適切に配備され、有効に活用されるよう処置を講じた。

派遣職員給与の算定における未定手当の確認について

- ・未定手当の支給の有無、金額等を確認していなかった派遣職員給与の支給額

厚生労働省 7 2 9 2 万円、環境省 6 5 2 6 万円

1 派遣職員給与の概要等

(1) 派遣職員給与の概要

厚生労働、環境両省は、「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」（昭和45年法律第117号。以下「国際機関派遣法」という。）に基づいて、我が国が加盟している国際機関等に職員を派遣している。

国際機関派遣法、「人事院規則18-0（職員の国際機関等への派遣）」（以下「規則」という。）及び「派遣職員の給与の支給割合の決定等について（通知）」（昭和50年4月人事院事務総長通知。以下「通知」という。）に基づき、国は、国際機関等に派遣する職員（以下「派遣職員」という。）に対して派遣先から支給される報酬の年額（以下「派遣先給与年額」という。）が外務公務員給与年額に満たない場合等に、派遣職員に対して、その差額分について、派遣期間中に俸給、扶養手当等（以下、これらを合わせて「国内給与」という。）の範囲内で給与（以下「派遣職員給与」という。）を支給している。

(注1) 外務公務員給与年額 派遣職員が派遣日の属する月の初日から在外公館に勤務する外務公務員であるとした場合に支給されることとなる俸給及び扶養手当の月額を基礎として算定した俸給、扶養手当、在勤基本手当、住居手当等の年額

通知によれば、派遣先給与年額については、報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受ける全てのものを対象とすることとされている。

両省は、国際機関派遣法等に基づき、次の算定式により支給割合を決定した上で、毎月の派遣職員給与を算定している。

(算定式)

$$\begin{array}{c} \text{〔注2〕} \\ \text{支給割合} \end{array} = \frac{\text{外務公務員給与年額} - \text{派遣先給与年額}}{\text{国内給与の年額}}$$

$$\text{毎月の派遣職員給与} = \text{毎月の国内給与} \times \text{〔注2〕支給割合}$$

(注2) 派遣職員給与は国内給与の範囲内で支給されることから、支給割合は100分の100が上限となる。

規則、通知等によれば、支給割合は、派遣時に任命権者が交付する人事異動通知書において派遣職員に通知する必要があることとされており、決定された支給割合は、派遣の期間中は変更しないものとされている。ただし、派遣先給与年額等が著しく変動した場合において、特に必要があると認められるときは、その日を派遣日とみなし、支給割合を再決定するものとされている。

また、規則によれば、派遣職員は、任命権者から求められたときは、派遣先の国際機関等における勤務条件等について報告しなければならないこととされている。

(2) 派遣先給与年額の算定

両省は、派遣先給与年額について、派遣前に国際機関等から示される報酬に係る資料（以下「派遣先給与資料」という。）に記載されている基本給、手当等を用いるなどして算定している。派遣先給与資料には、国際機関等から支給される基本給、手当等の金額が記載されているほか、

派遣先給与資料の作成時点において支給の有無、金額等が決まっていな住居手当、扶養手当等の諸手当であって、派遣後の派遣職員の居住等の状況に基づき支給される可能性があるもの（以下「未定手当」という。）に関する事項が記載されていることがある。

2 検査の結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

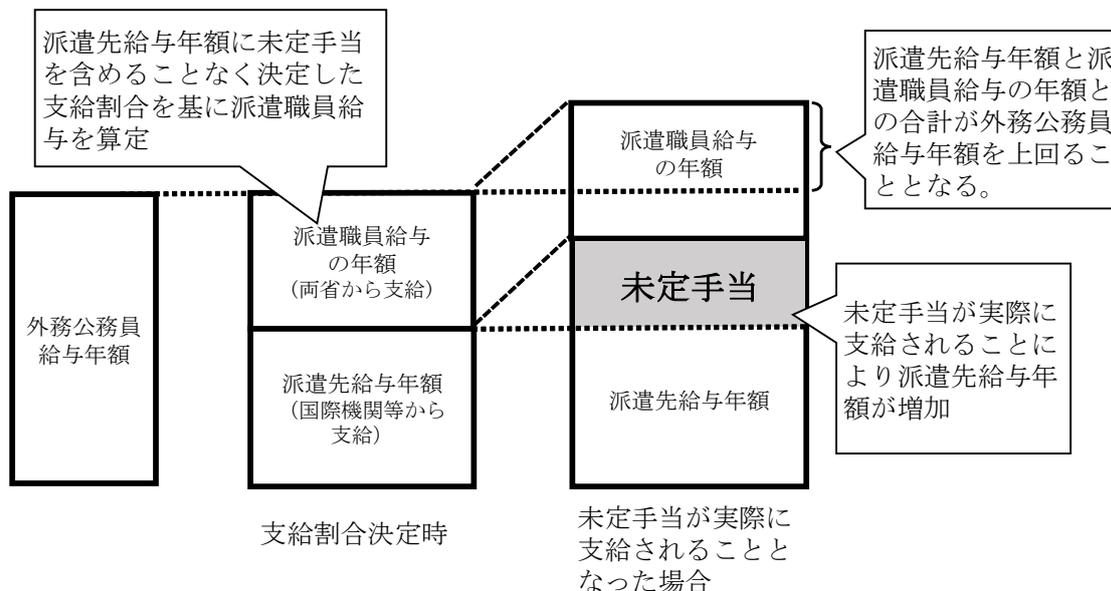
本院は、合规性、経済性等の観点から、国際機関派遣法等に基づく派遣職員給与の支給が適切に行われているかなどに着眼して、厚生労働本省及び環境本省において、令和元年度から5年度までの間に支給割合を決定した派遣職員（厚生労働省計73名、環境省計21名）に対して同期間中に支給された派遣職員給与（厚生労働省における支給額計4億6029万余円、環境省における支給額計2億0132万余円）を対象として、派遣先給与資料等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

（検査の結果）

厚生労働省は派遣職員73名のうち17名（派遣職員給与の支給額計7292万余円）に係る支給割合の決定に当たり、また、環境省は派遣職員21名のうち8名（派遣職員給与の支給額計6526万余円）に係る支給割合の決定に当たり、それぞれ派遣先給与資料に未定手当に関する事項が記載されていたものの、派遣時まで実際の支給の有無、金額等を確認できないことから、支給される金額等が派遣先給与資料に明記されていた基本給等の金額のみを用いて派遣先給与年額を算定していた。

支給割合は派遣時に任命権者から通知する必要があるため、未定手当について実際の支給の有無、金額等を派遣時まで確認できない場合は派遣先給与年額に含めることなく支給割合を決定することになる。一方、未定手当の支給の有無、金額等については、派遣後に、派遣職員が居住する住宅の家賃や扶養親族の有無を派遣先の国際機関等に届け出ることなどにより確定する。そして、未定手当が実際に支給されることとなった場合、為替相場等の状況にもよるが、派遣先給与年額が支給割合決定時よりも増加することとなり、図のとおり、派遣先給与年額と派遣職員給与の年額との合計が外務公務員給与年額を上回ることが想定される。

図 未定手当が実際に支給されることとなった場合の概念図



しかし、両省は、派遣先給与資料に未定手当に関する事項が記載されていたにもかかわらず、派遣後に国際機関等からの給与明細等を提出させるなどして未定手当の支給の有無、金額等を確認しておらず、支給割合の再決定の可否を検討していなかった。

そこで、派遣先給与資料に未定手当に関する事項が記載されていた厚生労働省の派遣職員17名及び環境省の派遣職員8名のうち、両省を通じて国際機関等からの給与明細を入手できた14名及び5名

について確認したところ、厚生労働省の11名及び環境省の5名全員が派遣後に未定手当の支給を受けていた。そして、為替相場等について一定の仮定を置いて試算したところ、実際に支給されていた未定手当を含めることにより派遣先給与年額は支給割合決定時よりも増加することとなり、厚生労働省の派遣職員11名については69万余円から286万余円、環境省の派遣職員5名については51万余円から207万余円増加していて、いずれの派遣職員についても派遣先給与年額と派遣職員給与の年額との合計が外務公務員給与年額を上回ることとなった。したがって、仮に、上記の増加額を考慮して支給割合の再決定が行われていれば、支給割合は派遣時に決定した割合より減少することになったと認められた。

このように、両省において、派遣職員給与の支給に当たり、派遣先給与資料に未定手当に関する事項が記載されていたにもかかわらず、派遣後に給与明細等を提出させるなどして未定手当の支給の有無、金額等を確認していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

(発生原因)

このような事態が生じていたのは、両省において、国際機関派遣法等に対する理解が十分でなく、支給割合の再決定の要否を検討するために、派遣後に未定手当の支給の有無、金額等を確認する必要があることについての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、派遣職員給与の支給が適切に行われるよう、厚生労働省は7年7月に関係部局に対して支給割合の決定に係る留意事項について定めた事務連絡を発出し、また、環境省は同年3月に支給割合の再決定の手順等について定めたマニュアルを策定するなどした。これにより、両省は、派遣先給与資料に未定手当に関する事項が記載されている場合、派遣後に派遣職員から給与明細を提出させて、未定手当の支給の有無、金額等を確認し、その結果、未定手当が実際に支給されている場合には、支給割合の再決定の要否を検討し、必要に応じて支給割合を再決定することとする処置を講じた。

東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業における償還金の取扱いについて

・追加政府出資金に係る償還金のうち使用見込みがないのに保有していた額 95億0746万円

1 東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業の概要等

(1) 東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）等に基づき、一般勘定の政府出資金を財源として、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な資金の貸付け、出資等の様々な事業を行っている。このうち、東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業（以下「支援事業」という。）は、平成23年3月に発生した東日本大震災等により被害を受けた北海道、青森、岩手、宮城、福島、千葉各県（以下「6道県」という。）の中小企業者等（以下「被災中小企業者等」という。）に対して、6道県がそれぞれ選定した6公益財団法人（以下「6財団」という。）を通じて、被災した施設又は設備を復旧するなどのために必要な資金を貸し付ける事業である。

支援事業は、同年8月に創設されており、機構は、「東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」（平成23年規程23第25号。以下「準則」という。）等に基づき、6財団に事業の実施に必要な資金を無利子で貸し付ける6道県に対して、その貸付けに係る資金の一部を無利子で貸し付けている（以下、機構の6道県に対する貸付金を「機構貸付金」、6道県の6財団に対する貸付金を「道県貸付金」、6財団の被災中小企業者等に対する貸付金を「財団貸付金」という。）。

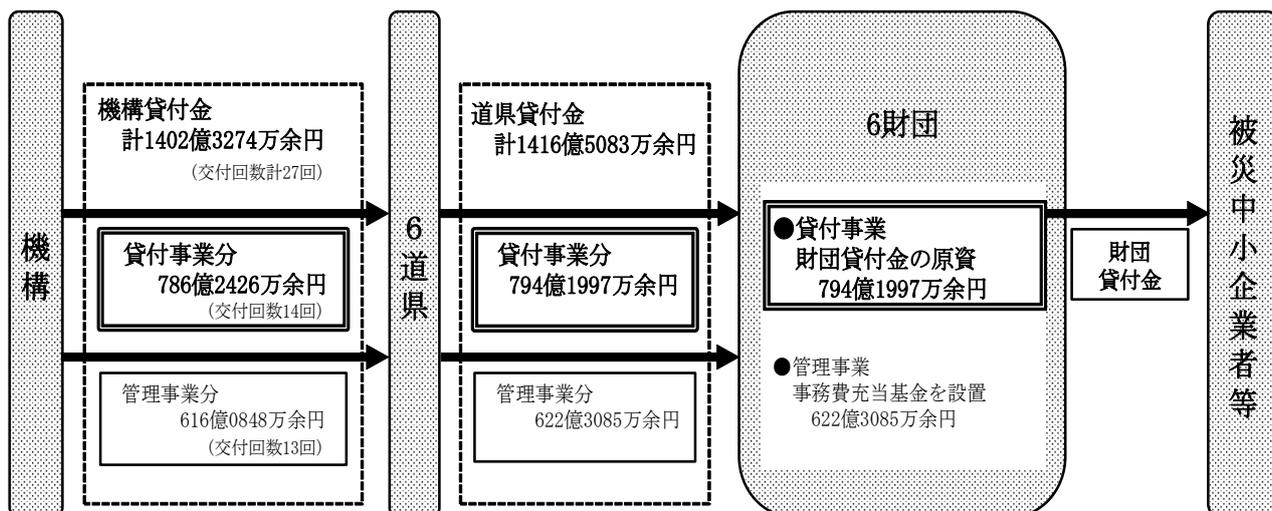
機構及び6道県は、準則等に基づき、財団貸付金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）に係る資金と、貸付事業の実施に必要な債権管理等の事務を行う事業（以下「管理事業」という。）に係る資金とを区分して、それぞれ機構貸付金又は道県貸付金を交付している。そして、6財団は、貸付事業を実施するとともに、管理事業において事務費充当基金を造成し、その運用収入等を原資として管理事業を実施している（図表1参照）。

(注1) 令和3年2月に発生した令和3年福島県沖地震及び4年3月に発生した令和4年福島県沖地震は、被害地域が東日本大震災と重複していることなどから、これらの地震により被害を受けた中小企業者等も支援事業の貸付対象者とされている。

(注2) 6公益財団法人 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター、公益財団法人21あおり産業総合支援センター（平成24年3月31日以前は「財団法人21あおり産業総合支援センター」）、公益財団法人いわて産業振興センター（25年3月31日以前は「財団法人いわて産業振興センター」）、公益財団法人みやぎ産業振興機構（23年10月31日以前は「財団法人みやぎ産業振興機構」）、公益財団法人福島県産業振興センター、公益財団法人千葉県産業振興センター

(注3) 6道県が6財団に貸し付ける額は、6道県が交付を受けた機構貸付金の額に、当該額の99分の1に相当する額を加えた額となっている。

図表1 支援事業に係る貸付けの仕組み及び令和5年度末時点における機構貸付金の交付状況等



(注) 平成23年8月に支援事業が創設されてから令和5年度末までの累計額及び交付回数を記載している。

準則によれば、6財団が財団貸付金の新たな貸付けを実施することができる期間（以下「貸付実施期間」という。）は、6道県が機構貸付金の交付を受けた日から原則として5年とされ、6道県からの申請に基づき、機構は、1年ごとに貸付実施期間の延長を認めることができるとされている。そして、6道県のうち岩手、宮城、福島各県（以下「3県」という。）は、申請を行って貸付実施期間を延長するなどしており、3県が選定した各公益財団法人は、令和5年度末時点においても貸付事業を実施している。

(注4) 北海道、青森、千葉両県は、貸付事業を終了しており、これらの道県が選定した各公益財団法人は令和5年度末時点において管理事業のみを実施している。

(2) 機構貸付金の財源

機構は、支援事業が創設された当初、一般勘定の既存の政府出資金（以下「既存政府出資金」という。）を財源として機構貸付金を交付していたが、既存政府出資金だけでは機構貸付金の財源が不足すると見込まれたことから、平成24年1月及び同年5月に、支援事業に充てるための政府出資金計500億円の追加出資を国から受けている（以下、当該政府出資金を「追加政府出資金」という。）。そして、機構は、同年8月から25年4月までの間に、追加政府出資金の全額である500億円を貸付事業に係る機構貸付金として青森県を除く5道県に対して交付している。

(3) 機構貸付金の償還

貸付事業に係る機構貸付金の償還方法は、定期償還と繰上償還の2種類となっている。定期償還は、被災中小企業者等から償還された財団貸付金と同額の道県貸付金から道県負担分を除いた額を年度ごとに償還するものであり、繰上償還は、貸付実施期間終了時における道県貸付金の未使用額等から道県負担分を除いた額を償還するものである。令和6年4月までに6道県から償還された機構貸付金の累計額は、218億2913万余円（定期償還によるもの199億1735万余円、繰上償還によるもの19億1177万余円）となっている（以下、6道県から償還された機構貸付金を「償還金」という。）。そして、準則等によれば、機構貸付金の償還期限は交付から25年以内（貸付実施期間が延長された場合は、延長された期間を加えた期間以内）とされていることから、今後も6道県から定期償還により機構貸付金が償還されることになっている。

(注5) 各年度に公益財団法人から償還された道県貸付金に係る機構貸付金は、定期償還として当該年度末の翌日から10営業日以内に機構に償還されることとなっているため、令和5年度までに償還された道県貸付金に係る機構貸付金が6年4月までに機構に償還されている。

(4) 不要財産の国庫納付

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）によれば、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産（以

下「不要財産」という。)を処分しなければならないこととされている。そして、独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとなっている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

追加政府出資金は、既存政府出資金だけでは機構貸付金の財源が不足すると見込まれたことから支援事業に充てるために追加出資され、貸付事業のみに使用されており、追加政府出資金を財源とした機構貸付金に係る償還金(以下「追加政府出資金に係る償還金」という。)についても、貸付事業に使用する見込みがない場合は国庫に納付されるなど適切に取り扱われる必要がある。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、追加政府出資金に係る償還金の取扱いは機構貸付金の償還の状況や財団貸付金の需要等を踏まえた適切なものとなっているかなどに着眼して、償還金の累計額218億2913万余円を対象として検査した。検査に当たっては、機構本部において、機構貸付金の償還の状況、6財団による財団貸付金の貸付実績や貸付見込みなどについて、事業実績報告書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、償還金の累計額218億2913万余円のうち、既存政府出資金を財源とした機構貸付金に係る償還金(以下「既存政府出資金に係る償還金」という。)が122億4785万余円、追加政府出資金に係る償還金が95億8127万余円となっていた。

そして、機構が追加政府出資金に係る償還金を機構貸付金として再度交付していたのは、平成26、27兩年度分の定期償還による償還金のうち計7381万余円を29年3月に交付した1回のみであった(以下、償還金を機構貸付金として再度交付することを「再使用」という。)。また、追加政府出資金に係る償還金のうち再使用されていない償還金の額(以下「追加政府出資金に係る償還金の保有額」という。)は、図表2のとおり、年々増加していて、令和5年度分が償還された6年4月末時点において95億0746万余円となっていた。

図表2 機構における追加政府出資金に係る償還金の保有額等の状況

(単位：万円)

項目	平成 26年度分	27年度分	28年度分	29年度分	30年度分	令和 元年度分	2年度分	3年度分	4年度分	5年度分	計
定期償還による償還金の額 (a)	1371	6009	1億3291	2億1807	6億6959	8億3028	13億0192	17億2361	20億3041	19億2550	89億0615
繰上償還による償還金の額 (b)	—	—	—	5億3735	6186	15	—	—	7574	—	6億7512
計 (a)+(b)	1371	6009	1億3291	7億5543	7億3146	8億3044	13億0192	17億2361	21億0616	19億2550	95億8127
再使用した額	—	—	7381	—	—	—	—	—	—	—	7381
各年度末の翌年度の4月末時点における追加政府出資金に係る償還金の保有額	1371	7381	1億3291	8億8835	16億1981	24億5025	37億5218	54億7580	75億8196	95億0746	

注(1) 各年度分の金額は、6道県に道県貸付金が償還された年度に基づいて集計している。

注(2) 各年度分の金額は表示単位未満を切り捨てているため、各欄を集計しても計欄とは一致しない。

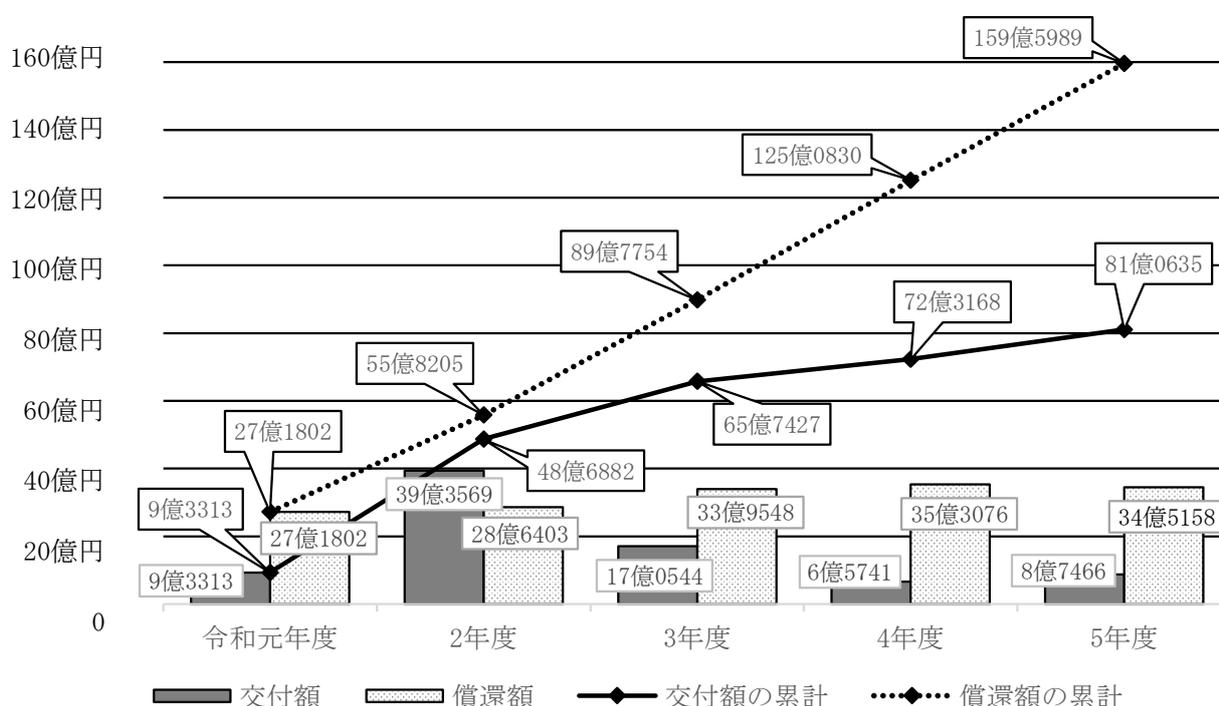
しかし、機構は、平成29年5月に、追加政府出資金に係る償還金について、再使用する可能性があるため不要財産に該当しないと整理して以降、不要財産に該当するか否かの検討を行っていなかった。

そこで、令和元年度から5年度までの5年間における財団貸付金の交付額及び償還額の推移についてみたところ、図表3のとおり、交付額は元、4、5各年度にいずれも10億円を下回っている一方、償還額は毎年度30億円前後となっていた。そして、元年度から5年度までの償還額の累計159億5989万

余円は、交付額の累計81億0635万余円の約2倍となっていた。

図表3 財団貸付金の交付額及び償還額の推移（令和元年度～5年度）

（単位：万円）



また、貸付事業を継続している3県に対して、今後見込まれる財団貸付金の需要等を踏まえた上で機構貸付金の交付を追加で受ける必要があるかについて、機構を通じて確認したところ、3県は、いずれも、既に交付された道県貸付金により、当面の間は財団貸付金の必要額が賄えると見込まれるとしていた。

これらのことから、当面の間、機構貸付金を交付する必要はない状況となっていた。

さらに、定期償還による償還金のうち既存政府出資金に係る償還金は、図表4のとおり、平成30年度分の償還以降、毎年度10億円を超えており、仮に新たに機構貸付金を交付する必要が生じたとしても、既存政府出資金に係る償還金を再使用することで対応が可能であると見込まれた。

図表4 定期償還による償還金の内訳

（単位：万円）

項目	平成25年度分 ～29年度分	30年度分	令和 元年度分	2年度分	3年度分	4年度分	5年度分
既存政府出資金に係る償還金	14億0930	12億5932	22億9309	14億6285	17億4187	14億4346	14億0127
追加政府出資金に係る償還金	4億2480	6億6959	8億3028	13億0192	17億2361	20億3041	19億2550

したがって、機構貸付金の償還の状況や財団貸付金の需要等を踏まえれば、追加政府出資金に係る償還金の保有額95億0746万余円は、再使用する見込みがない状況となっていた。

このように、機構において、追加政府出資金に係る償還金の保有額95億0746万余円について、再使用する見込みがないのに保有していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、機構において、追加政府出資金に係る償還金について、不要

財産に該当するか否かの検討が十分でなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、機構は、令和6年4月末時点における追加政府出資金に係る償還金の保有額95億0746万余円について、同年11月に不要財産として国庫に納付するとともに、第5期中期計画（6年4月から11年3月まで）を7年3月に変更して、同計画において、今後発生する追加政府出資金に係る償還金について、年度ごとに国庫に納付することとする処置を講じた。

情報システムの保守等業務契約における基準価格の設定について

・ 実工数が見積工数を大幅に下回っていた契約に係る低減できた基準価格	1 2 1 0 万円
・ 実工数を把握しておらず、見積工数等の妥当性を検証していなかった契約に係る基準価格 (背景金額) 1 億 1 9 0 9 万円	

1 情報システムに係る保守等業務契約の概要等

(1) 情報システムに係る保守等業務契約の概要

四国旅客鉄道株式会社（以下「JR四国」という。）は、生産性向上やサービス水準の維持・向上を目指すために、各種の情報システム（以下「システム」という。）を構築して運用している。そして、システムを円滑かつ安定的に運用するためにシステムに係る稼働状況の監視、問合せ対応等を行う業務（以下「保守等業務」という。）について、毎年度、システムごとに随意契約により外部に委託して実施させている（以下、JR四国が保守等業務を実施させるために締結している契約を「保守等業務契約」という。）。

(2) 基準価格の設定

JR四国が定める契約事務取扱準則（平成7年財令第212号）によれば、随意契約による場合には、見積書を徴することとされている。また、契約責任者は、仕様書等の資料に基づき、基準価格を設定して基準価格書を作成することとされており、見積金額を精査するとともに、基準価格を参考として、契約金額を定めることとされている。そして、JR四国は、基準価格は契約金額の上限額になることが原則であるとしている。

JR四国は、保守等業務契約に係る基準価格について、契約相手方から徴した見積書を基に、主に次の方法により設定している。

- ① 見積金額をそのまま基準価格として設定する方法
- ② 見積書に記載されるなどしている作業内容ごとの工数（以下「見積工数」という。）に、市販の積算参考資料を基に算出した技術者の1時間当たり単価（以下「人件費単価」という。）を乗ずるなどして基準価格を設定する方法

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、保守等業務契約に係る基準価格の設定は適切に行われているかなどに着眼して、JR四国が令和5、6両年度に締結した保守等業務契約計49件（契約金額計2億9805万余円、基準価格計3億0373万余円）を対象として、JR四国本社において、基準価格書、仕様書、見積書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

(検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 実工数が見積工数を大幅に下回っているのに、実工数を基準価格の設定に反映させていなかった事態

JR四国は、保守等業務契約49件のうち24件について、基準価格の設定に当たり、見積書等により把握した見積工数に人件費単価を乗ずるなどして基準価格を設定していた。そして、当該24件のうち16件については、一定の期間ごと又は契約期間終了後に契約相手方から保守等業務の作業内容ごとの実際に要した工数（以下「実工数」という。）が確認できる書類（以下「作業報告書」という。）の提出を受けていた。

そこで、作業報告書の提出を受けていた16件について、同一年度における見積工数と実工数とを比較したところ、防災・施設指令支援システムに係る保守等業務契約（5、6両年度の計2件、基準価格は両年度とも632万余円）については、5、6両年度の見積工数がいずれも780時間となっているのに対して、実工数は5年度76.5時間、6年度71時間となっていて、実工数が見積工数を大幅

に下回っていた。

また、労働時間管理システム（以下、防災・施設指令支援システムと合わせて「2システム」という。）に係る保守等業務契約（5、6両年度の計2件、基準価格は両年度とも622万余円）についても、5、6両年度の見積工数がいずれも624時間となっているのに対して、実工数は5年度217.3時間、6年度84.2時間となっていて、実工数が見積工数を大幅に下回っていた。

（注）労働時間管理システムに係る保守等業務契約は令和5年度から開始されており、5年度は問合せ対応等が多く発生していて、6年度と比較して実工数が多くなっていた。

J R 四国は、2システムに係る計4件の保守等業務契約について、作業報告書により実工数を把握していたものの、システムを円滑かつ安定的に運用するためには見積工数による作業が必要であるとして、見積工数に人件費単価を乗ずるなどして基準価格を設定していた。しかし、実際には、見積工数を大幅に下回る実工数による作業でも2システムは円滑かつ安定的に運用されていることなどから、2システムの保守等業務契約について、実工数を基準価格の設定に反映させることにより、基準価格の設定をより適切なものとするのが可能であったと認められた。

そこで、2システムに係る4件の保守等業務契約のうち、基準価格の設定に当たり前年度の作業報告書により実工数を確認することが可能であった3件（防災・施設指令支援システムに係る5、6両年度の保守等業務契約2件、労働時間管理システムに係る6年度の保守等業務契約1件）について、前年度の実工数に人件費単価を乗ずるなどして基準価格を試算すると、計673万余円（5年度196万余円、6年度計477万余円）となり、当該3件の基準価格計1887万余円を約1210万円低減できたと認められた。

(2) 基準価格の設定に当たり、実工数を把握しておらず、見積工数等の妥当性を検証していなかった事態

J R 四国は、保守等業務契約49件のうち16件について、契約相手方から作業報告書の提出を受けていたが、残りの33件（基準価格計1億1909万余円）については、保守等業務が支障なく行われていれば実工数を把握する必要はないなどとして、契約相手方に作業報告書の提出を求めることなどをしておらず、実工数を把握していなかった。

そのため、当該33件の保守等業務契約のうち見積工数を把握していた8件については、実工数と見積工数とを比較することができず、また、残りの見積工数を把握していなかった25件については、実工数に人件費単価を乗ずるなどして算出した額と見積金額とを比較することができないことから、見積工数等の妥当性を検証することができない状況となっていた。

しかし、保守等業務契約に係る基準価格の設定を適切に行うためには、実工数を把握することが重要であることから、これら33件についても、原則として作業報告書の提出を求めることなどして実工数を把握して、見積工数等の妥当性を検証した上で検証結果を基準価格の設定に反映させる必要があったと認められた。

このように、保守等業務契約において、実工数が見積工数を大幅に下回っているのに実工数を基準価格の設定に反映させていなかった事態、及び基準価格の設定に当たり、実工数を把握しておらず、見積工数等の妥当性を検証していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、J R 四国において、保守等業務契約について、実工数を把握して見積工数等の妥当性を検証した上で、検証結果を基準価格の設定に反映させることの重要性についての認識が欠けていたことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、J R 四国は、実工数が見積工数を大幅に下回っていた2システムのうち7年度も保守等業務契約を締結している防災・施設指令支援システムについて、実工数を反映させて同年度の保守等業務契約の基準価格を設定した上で7年4月に契約金額を変更した。また、同年8月に関

係部署の契約責任者に対して事務連絡を発して、実工数を把握して見積工数等の妥当性を検証した上で、検証結果を基準価格の設定に反映させることを原則とすることにより基準価格の設定を適切なものとするよう周知する処置を講じた。

新型窓口端末機の有効活用について

・郵便研修施設に今後配備し続ける必要がないと認められた新型端末の令和6年10月末の帳簿価額 4565万円

1 窓口端末機等の概要

(1) ゆうちょ銀行等の概要

株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）は、銀行法（昭和56年法律第59号）等に基づく預金の受入れなどの業務（以下「銀行業務」という。）を、本店、支店及び出張所（以下、これらを合わせて「直営店」という。）において行っている。

また、ゆうちょ銀行は、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」といい、ゆうちょ銀行と合わせて「両会社」という。）と銀行代理業務等に係る委託契約を締結して、銀行業務を委託している。

そして、日本郵便は、直営店が併設されていない郵便局に、銀行代理業務等を行うための窓口を設置している（以下、直営店及び銀行代理業務等を行うための窓口が設置されている郵便局等を合わせて「店舗」という。）。

また、ゆうちょ銀行、日本郵便及び株式会社かんぽ生命保険は、日本郵政株式会社と日本郵政グループ協定（以下「グループ協定」という。）を締結しており、これによりグループ各社が相互に連携するなどして、シナジー効果を発揮する体制を構築するとしている。

(2) 銀行業務に係る研修

ゆうちょ銀行は、銀行業務を行う日本郵便の社員等を支援するなどのために、全国^(注1)50か所にパートナーセンターを設置している。パートナーセンターでは、日本郵便の社員等のうち主に銀行業務の経験者に対して、銀行業務に係る事故防止等のための研修を実施しているほか、郵便局からの問合せへの対応等を行っている。

また、日本郵便は、全国^(注2)59か所に研修施設を、全国^(注3)4か所に研修センターをそれぞれ設置しており、これらの施設では、主に新採用社員に対して、銀行業務を含む郵便局の業務に従事するために必要な研修を実施している（以下、研修施設及び研修センターを合わせて「郵便研修施設」といい、パートナーセンター及び郵便研修施設を合わせて「研修施設等」という。）。

(注1) 50か所 北海道は4か所、都府県は各1か所

(注2) 59か所 北海道は4か所、京都府及び兵庫県は各3か所、大阪府及び静岡、鳥取、岡山、山口各県は各2か所、それ以外の都府県は各1か所

(注3) 4か所 東京都、長野、三重、福岡各県の各1か所

(3) 窓口端末機の配備等

ゆうちょ銀行は、銀行業務を行う窓口における入出金のデータ入力、伝票処理等の機能を有する窓口端末機を店舗に配備して運用している。また、両会社の社員に対して窓口端末機を利用した銀行業務に係る研修（以下「実機研修」という。）を実施するために、研修施設等にも窓口端末機を配備している。

ゆうちょ銀行は、平成22年に調達した窓口端末機（以下「旧型端末」という。）を更改するために、令和2年7月に、窓口端末機の製造請負、設置、保守等に係る契約を締結している（以下、2年7月の契約により調達した窓口端末機を「新型端末」という。）。ゆうちょ銀行は、新型端末の調達に当たり、新型端末の店舗への配備台数について、ネットバンキングの普及等の影響で窓口端末機による取扱件数（以下「取扱件数」という。）が減少している実態を踏まえた台数とする一方、研修施設等への配備台数については、相当量の実機研修を新たに実施する必要が生ずることも想定して、旧型端末の配備台数とほぼ同じ645台とするなどして、5年1月から6年9月までの間に順次、計35,337台の新型端末を配備するなどしている。

2 検査の結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

窓口端末機は、銀行業務を実施するために必要なものであり、使用状況等を十分に踏まえて配備することにより、各窓口端末機が有効に活用されるようにすることが重要である。

そこで、本院は、効率性、有効性等の観点から、新型端末は研修施設等に効率的に配備され、有効に活用されているかなどに着眼して検査した。

検査に当たっては、研修施設等に配備された新型端末645台（6年10月末の帳簿価額3億4149万余円）を対象として、ゆうちょ銀行本社において、新型端末の配備等の考え方について説明を聴取するとともに、13エリア本部管内の42パートナーセンター並びに日本郵便本社及び4研修センターにおいて、新型端末の使用状況や実機研修の実施状況を確認するなどして会計実地検査を行った。また、両会社本社から、全国の各店舗における新型端末の使用状況及び各研修施設等における実機研修の実施状況に関する資料の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注4) 13エリア本部 北海道、東北、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄各エリア本部

(検査の結果)

研修施設等における新型端末の配備状況についてみると、新型端末が配備されている研修施設等は、47都道府県に所在する計77施設となっており、配備台数は研修施設等ごとに異なっていた。また、47都道府県のうち27都道府県においては、同一都道府県内のパートナーセンターと郵便研修施設の両方に新型端末が配備されており、かつ、パートナーセンターと郵便研修施設とが比較的近くに所在していた。

そして、27都道府県のパートナーセンター及び郵便研修施設54施設における実機研修の年間平均実施日数をみたところ、4年度は2.5日、5年度は4.0日と少なくなっており、また、実機研修が全く実施されなかった施設が、4年度は30施設、5年度は23施設見受けられた。

両会社に対して、実機研修の実施日数が少なくなっている理由を確認したところ、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて研修施設等における実機研修を控えたこと、各郵便局における業務中の操作訓練が一般的となり、研修施設等における実機研修の必要性が低くなったことなどによるとのことであった。

(注5) 27都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、富山、石川、福井、長野、三重、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡各県

一方、各店舗における新型端末の使用状況についてみると、取扱件数の多い店舗も見受けられる状況であり、一部の郵便局からは、取扱件数の増加による混雑時の対応等のために、より多くの台数を配備してほしいとの要望が日本郵便の支社等に対してなされている状況となっていた。

そこで、27都道府県において、実機研修の実施場所をパートナーセンター又は郵便研修施設に集約することに支障はないかを両会社から聴取するなどして確認した。その結果、27都道府県のうち19府県においては、パートナーセンターに配備されている新型端末の台数で郵便研修施設の研修生を受け入れることとすれば、実機研修の実施場所をパートナーセンターに集約して、郵便研修施設に配備されていた新型端末を店舗に移設しても特段の支障はないと認められた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

愛媛県内のパートナーセンター及び郵便研修施設は、同県松山市内の同一建物の同一フロア内に所在している。

パートナーセンターには、新型端末が6台配備されており、実機研修の年間実施日数は、令和4年度は8日、5年度は7日と少なくなっていた。また、郵便研修施設には、新型端末が5台配備されているものの、4、5両年度とも実機研修が全く実施されていなかった。

そこで、実機研修の実施場所をパートナーセンター又は郵便研修施設に集約することに支障はないか両会社に確認したところ、実機研修の実施場所をパートナーセンターに集約して、郵便研修施設に配備されていた新型端末5台を店舗に移設しても特段の支障はないと認められた。

(注6) 19府県 京都、大阪両府、青森、岩手、秋田、山形、福島、富山、福井、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知各県

したがって、19府県における実機研修の実施場所をパートナーセンターに集約すれば、19府県の

19郵便研修施設に配備されている新型端末計88台（6年10月末の帳簿価額4565万余円）は、今後配備し続ける必要がなく、取扱件数の多い店舗に移設することが可能であると認められた。

このように、郵便研修施設における実機研修の実施日数が少なくなっていて、新型端末が効率的に配備されず、有効に活用されていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

（発生原因）

このような事態が生じていたのは、ゆうちょ銀行において、パートナーセンターにおける実機研修の実施状況を踏まえて、グループ協定を締結している日本郵便と連携して、郵便研修施設における実機研修の実施状況も確認した上で、研修体制の見直しや新型端末の移設について検討していなかったことなどによるものと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、ゆうちょ銀行は、日本郵便に対して協力を求め、両会社は、7年6月に、新型端末の有効活用等に関する文書を取り交わすなどして、次のような処置を講じた。

ア 両会社は連携して、19府県における実機研修の実施場所をパートナーセンターとするよう研修体制を見直して、19府県の19郵便研修施設に配備された新型端末88台を取扱件数が増加するなどしている郵便局に移設することとした。

イ 両会社は、研修施設等に配備されている新型端末について、今後は、郵便研修施設における新型端末の使用状況を日本郵便からゆうちょ銀行へ伝達するとともに、適宜、協議の場を設けるなどして両会社が相互に連携することにより、新型端末が有効に活用されるよう適時適切に検討を行うこととした。